

令和4年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	税 務 課 長	藤永尊生君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	水本淳一君	建 設 課 長	山村輝明君
産業経済課長	金子剛君	水道課長	安達伸男君	会 計 管 理 者	大平弘明君
教 育 次 長	井手守道君	農業委員会事務局長	橋川貴月君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

(1) 令和4年第1回（2月）長崎県後期高齢者医療広域連合議会 定例会

2 議員派遣結果

- (1) 西九州自動車道建設促進大会

日程第4 行政報告

- (1) 報告第1号 専決処分した事件（工事請負変更契約締結の件）
(2) 西九州自動車道建設促進大会について
(3) 令和3年度第1回 西九州させば広域都市圏協議会について
(4) 新型コロナウイルス感染症の対応について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
① 条例等について
② 移動支援について
③ 決算書について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
① 上下水道事業について
② 条例等について
③ 幼児・学校・社会教育及び整備について
④ 事業の進捗状況調査について

3 新庁舎建設に関する調査特別委員会

- (1) 特別委員会調査
① 新庁舎建設に関する調査について

日程第6 一般質問

- (1) 4番 永田 勝美 議員
(2) 3番 横田 博茂 議員
(3) 5番 長谷川 忠 議員
(4) 2番 川副 剛 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から令和4年3月第1回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和4年3月佐々町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

2月20日に執行の長崎県知事選挙におきまして当選されました大石賢吾知事が、3月2日付で御就任をされたことに対しまして、心からお祝いを申し上げたいと思いますとともに、今後、県政の立場において、ますますの御活躍をいただき佐々町の発展のためにもお力添えをいただきますように、町民を代表いたしまして心からお願いを申し上げたいと思っております。

新型コロナウイルスまん延防止等の重点措置の適用については、3月6日までの31都道府県が適用されておりましたが、1都3県や関西3府県の大都市を中心に、病床の使用率が高い状態が続きまして対策を継続する必要があるということで、18都道府県は3月21日まで延長がなされております。

長崎県においても、まん延防止等重点措置の適用が決定いたしまして、1月21日から2月13日まで適用されておりましたが、さらに2月14日から3月6日までの県下全域でまん延防止等の重点措置が延長されておりました。飲食店等への時短要請につきましても、2月14日から3月6日まで延長となり、協力要請がなされておりました。

県内においては、新規感染者数が、病床使用率等がピークから大きく改善しているということで、まん延防止等の重点措置の適用につきまして、3月6日の期限をもって解除となりました。あわせて、飲食店への営業時間の短縮要請につきましても、全面的に終了しているわけでございます。

しかしながら、減少の傾向が見られる一方で、新たな感染者の集団クラスターの発生が相次いでおりますので、引き続きこれまでと同様、県外との往来、まん延防止等の重点措置地域をはじめとする感染拡大している地域との不要不急の往来を控えていただきますとともに、人との接触機会をできるだけ減らし、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

本町といたしましても、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて感染者の拡大防止に努めなければならないと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

町民の皆様には、引き続き大変御不便をおかけするわけでございますけど、感染拡大防止とそれから地域経済活動の両立のために、体調管理に十分留意をいただきながら、健康保持に努めていただき、マスクの着用をする、こまめに手洗いをするなどの徹底した基本的な感染予防を重ねてお願いしたいと思います。

さて、今回の提案いたします議案につきましては、42議案をお願いしているわけでございます。議員の皆様方におかれましては御理解をいただきまして、全議案につきまして御承認をいただきますようお願い申し上げます。簡単措辞ではございますけど御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、9番、須藤敏規君、1番、平田康範君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

3月本定例会の会期については、さきにお配りをいたしました日程表のとおり、3月8日本日から3月18日までの11日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

3月8日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告1件。2番目に、議員派遣結果1件の報告を私から行います。次に、行政報告です。4件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙質問通告書一覧表のとおり、5名の方のうち1番目から4番目の4名の方の質問です。1日目は、一般質問終了後、散会となります。

3月9日、本会議2日目です。8日に引き続き一般質問です。別紙質問通告書一覧表のとおり5番目の1名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第1号から議案第22号までの22議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。2日目は、審議終了後、散会となります。

3月10日本会議3日目です。9日に引き続き議案審議です。議案第23号から議案第27号、議案第29号から議案第34号までの11議案です。上程順位については議案番号順の上程を予定しています。3日目は、審議終了後、散会となります。

3月11日、本会議4日目です。10日に引き続き議案審議です。議案第35号から議案第43号までの9議案です。議案第37号から議案第43号までの議案については、令和4年度予算関連となりますので、一括議題とし、施政の概要、予算説明書の説明を求め、説明後、議案第37号から議案第43号までの各会計のかがみの朗読を各担当課長に行っていただき、その後、延会となります。

次に、後半3月18日本会議5日目です。令和4年度当初予算の議案審議で、議案第37号から議案第43号までの7議案を予定しています。その後、閉会中の委員会継続調査、閉会を予定しています。なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は3月8日、9日、10日、11日、18日です。

お諮りします。本定例会の会期は、3月8日本日から3月18日、11日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は3月8日本日から3月18日の11日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の1件を私のほうから行います。

諸般の資料1です。議長出席会議報告です。資料1ページを御覧ください。

令和4年第1回（2月）長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和4年2月16日に、県内13市8町の広域連合議員及び広域連合事務局が出席し、長崎県市町村会館で開催されました。

資料3ページから4ページです。

議案第1号は長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案があり、関連する法律の一部改正に伴い条例を整備する必要があるため、一部改正の条例が提出され、原案可決されております。

続いて、資料の4ページから5ページ。

議案第2号は、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案があり、関連する法律の公布等に伴い条例を整備する必要があるため、一部改正の条例が提出され原案可決されております。

続いて、資料の5ページから6ページ。

議案第3号は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案があり、令和4年度、令和5年度の保険料率並びに令和4年度以降の保険料賦課限度額に関する事項を定める必要があるため、一部改正の条例が提出され原案可決されております。

続いて、6ページから10ページです。

議案第4号は、令和3年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第5号は、令和3年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上の2件の補正予算につきましては原案可決です。

続いて、10ページから14ページ。

議案第6号は、令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第7号は、令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、以上の2件の令和4年度予算につきましては原案可決です。

続いて、資料14ページから15ページ。

同意議案第1号は、監査委員の選任につきまして、議会の同意を求めることについて提案があり、識見を有するものとし、三縄周治氏を選任することに同意しております。

続いて、資料16ページ、議会運営委員の選任です。

平戸市、神田議員、松浦市、谷口議員がそれぞれ選任されております。

同じく16ページ、一般質問です。2名の方の一般質問が行われております。

次に、議員派遣結果を報告します。諸般の報告、資料の2です。

令和3年12月定例会の発議第8号で派遣を決定いたしました西九州自動車道建設促進大会です。令和3年12月18日に平戸市生月町開発総合センターにおいて開催され、議長、副議長、産業建設文教委員会委員4名が出席しております。

大会では、国土交通省九州地方整備局、西日本高速道路株式会社より工事の進捗状況、地元中学生の意見発表、また大会決議が採択され、大会の最後に参加者全員で「ガンバロー三唱」が行われております。

今、報告いたしました議長出席会議報告1件、並びに議員派遣結果1件の関連資料は議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

続いて、日程第4、行政報告に入ります。

4件の報告を町長からお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

報告第1号 専決処分した事件。工事請負変更契約締結の件でございます。かがみを朗読させていただきます。

（報告第1号 朗読）

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年3月14日議会の議決により指定された「町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月3日、佐々町長。

記。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐々町条例第22号）第2条に基づく契約において、1件につき500万円以内の契約金額の変更を行うものです。

次のページをお願いいたします。

別紙。工事名、変更前、令和3年度大新田排水機場2号排水ポンプ補修。変更後、変更前に同じでございます。

工事概要、変更前、排水機場2号排水ポンプオーバーホール一式。変更後、排水機場2号排水ポンプオーバーホール一式、シリンダライナー交換一式。

契約方法、変更前、指名競争入札による落札者と契約。変更後、現契約者と随意契約。

契約金額、変更前、9,460万円、うち消費税860万円、変更後、9,754万8,000円、うち消費税886万8,000円。

契約相手人、変更前、福岡県福岡市南区那の川2丁目1番17号、蔵田工業株式会社代表取締役蔵田崇晴。変更後、変更前に同じでございます。

工期、変更前、自令和3年7月30日、至令和4年3月23日。変更後、変更前に同じでございます。

続きまして、資料のほうを添付させていただいておりますので、今回、契約変更になりました内容について説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをお開きください。

まず、今回の変更につきましては、この中央部に色分けしております赤色、この部分が2号の排水ポンプでございます。

それから、今回、契約変更となった部分につきましては、2号排水ポンプ内の部品の交換でございます。

次の資料2ページをお願いいたします。

この2号排水ポンプを分解いたしまして、部品の整備等を行うために状態を確認した結果、このシリンダライナーに部分的な欠損が生じたことが判明いたしました。この欠損の原因につきましては、経年劣化と長時間の運転によるものでございます。

2ページ、資料の右の上のほうの写真がこのシリンダライナーというエンジン部分の内部の部品でございます、6本設置がされております。この6本全てに部分欠損が確認されたところでございます。

それから、右側下の部分の写真が、これがシリンダライナーの欠損状況の拡大した分の写真でございます。

それから、設置されている場所につきましては、資料の左側下の下部の図でお示しをしております。シリンダブロックというピストンが格納されておりますエンジン部分の燃焼する部分に設置がされているという状況でございます。

今回、この欠損した部分を継続して運転することによりまして、欠損部分がさらに広く深くなりまして、最終的にシリンダライナーのほうに穴が開いてしまうと、故障の原因になるということで早急の対応が必要ということで、今回、専決処分の契約変更とさせていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それから、2番目でございますけども、西九州自動車道建設促進大会についてでございます。

これは先ほど議長からも報告がありましたとおり、西九州自動車道の建設促進大会が令和3年12月18日土曜日でございますけど、平戸市の生月開発総合センターにおきまして、西九州自動車道建設促進大会を開催いたしました。

本大会は県北の沿線自治体であります佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町の3市1町が主催で、長崎県西九州自動車道建設促進期成会の共催で、本自動車道の早期完成と全線開通を期待する地元の熱い思いを集結し、発信するものでございまして、平成29年度の初回開催から今回で4回目となるものでございます。

本年の大会は、コロナ禍の影響によりまして、例年から規模を縮小し開催したものの、大会には金子農林水産大臣、北村衆議院議員をはじめ、本県選出の国会議員や国土交通省九州地方整備局長などの多くの御来賓をお迎えし、本町からは議長、副議長及び産業建設文教委員会の委員の皆さんをはじめ、8名の方に御参加をいただきまして、全体で約250名の規模となる大会となりました。

大会では、国土交通省九州地方整備局長崎河川国土事務所長及び西日本高速道路株式会社佐世保工事事務所長から事業の進捗状況について、詳細な説明をいただくとともに、平戸市立平戸中学校の生徒による地元の熱い思いを伝える意見発表が行われました。

また、大会決議として、松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の早期完成、佐々インターから佐世保大塔インターチェンジ間の4車線化の整備促進、予算の安定的な確保など、強く要望することが決議され、参加者全員による早期完成に向けた団結「ガンバロー三唱」が

行われ、盛会に閉会することができました。

当日御参加いただきました議長さんをはじめ議員の皆様には御足労をお掛けいたしまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

以上が、西九州自動車の建設促進大会についての御報告とさせていただきます。

続きまして、3番目でございますけど、令和3年度の第1回の西九州させば広域都市圏の協議会について御報告をさせていただきます。

令和3年度第1回西九州させば広域都市圏協議会についてでございますが、12月27日にホテルオークラのJRハウステンボスにおいて開催されました。協議会には、12の構成市町長が出席され、またオブザーバーとして県北振興局長と長崎縣市町村課からも出席をされております。

議事では、1つ目に連携事業の進捗状況として、農水産物等の特産品販路拡大事業、クルーズ船の入港体制の整備、名切地区の再開発整備、俵ヶ浦半島開発、自治体のPPS新電力会社による域内の経済循環、広域圏のサポーターの創出、移住・定住連携窓口の広域圏の活用などの6つの事業について説明がありました。

農水産物等の特産品販路拡大事業では、引き続き、西九州の食材の認知度の向上と市場への定着を目的としました情報発信や、国内でのフェアなどの開催をしていくということでございます。

次に、2つ目は、九州・長崎IR誘致の取り組みについて、設置運営事業予定者からの素案の説明がありまして、雇用創出や住環境の整備、長崎空港からの交通などに対する質疑がありました。

詳しい内容につきましては、協議会の資料を配付させていただいておりますので、御覧をいただければと思っております。

なお、次回は会合方式での協議会は来年度に予定をされているということになっておるようでございます。

続きまして、行政報告の第4号でございます。新型コロナウイルス感染症の対応につきまして御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は全国的にはピークを越えたとの見解が国の専門部会から発表されました。しかしながら、全国的に重症で亡くなる方や、重症になる方はいまだに増加をしているわけでございます。

県内では、1月26日からまん延防止等の重点措置が講じられておりましたが、3月6日で終了となりました。しかし、本町では、6日以降も新規感染者が発生しており、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大の対策の徹底が必要だと考えております。また、一方では、社会生活の平準化に向けても取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

それでは、新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、一つはワクチンの接種、臨時特別給付金について、それから営業時間の短縮要請協力金、以上の3点につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、ワクチン接種の進捗について御報告をいたします。

ワクチンの2回目の集団接種が昨年10月10日をもって完了いたしました。感染力の強いオミクロン株が国内で確認されたことや、2回目接種後の免疫強化に向けて国から追加接種の方針が出されたことに伴いまして、本町におきまして1月27日から3回目の接種に取り組んでおるところでございます。

また、2回目の接種以後8か月を早期に迎える医療機関の関係者ら高齢者並びに介護施設等の従事者について、昨年12月以降、個別的にワクチン接種が進められており、先月の調査では2月中に完了見込みということでお聞きをしておるところでございます。

次に、2月28日現在の本町のワクチンの接種率について御報告をいたします。

2回目までの接種率は、全体で86.61%、うち65歳以上の接種率は92.01%、12歳以上65歳未

満の方が83.90%となっております。

3回目の接種については、最新のデータ入力完全に追いついていない段階ではありますが、接種者数が3,313人、接種率が31.06%となっているところでございます。

このように本町のワクチン接種が順調に進められていますことは、ひとえに町内の医療機関の関係の皆様のお協力のたまものだと、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げたいと思います。

なお、国からの通達に従いまして2回目接種以後8か月から6か月を経過した人を前倒しして進める対応等から、町が行う3月以降の集団接種のスケジュールを変更し、週2回から週3回に増やして実施していくこととしております。

町といたしましても、引き続きホームページ、広報紙、LINE等の広報手段を活用して新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の長期化にかかる支援策として実施しております、2つの臨時給付金の進捗について御報告をさせていただきます。

まず、1点目は、ゼロ歳から高校3年生までの子どもに対して、1人当たり10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、本町では先行給付金の5万円と追加給付金の5万円を合わせて10万円を給付しております。対象となる児童2,829人に対し、2月末現在で2,735人、96.7%の給付を完了しております。今年度末では2,760人の給付を見込んでいます。

なお、令和3年9月30日以降、年度末までの新生児の方や、離婚による養育をしている保護者に、給付金が行き届いていないケースなどの申請が4月以降になる事案も想定されていることから、年度内での支給を見込めない人数を69人と見込んでおまして、繰越明許による対応で事務を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、住民税の非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございますが、対象となる1,900世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付するというところで、12月27日専決処分をさせていただきまして事務を進めているところでございます。

現在、3月2日時点で872世帯に給付しております。年度末までに1,100世帯への給付を予定しておりますが、申請受付期間が令和4年9月末までとなっていることから、800件の繰越明許に対応する事務を進めているところでございます。

次に、1月27日付で専決処分により予算措置を行いました営業時間短縮要請協力金事業の状況でございますが、長崎県では、まん延防止等の重点措置区域が1月26日から県内全域に拡大されまして、1月28日から2月13日までの17日間、飲食店を対象としました夜8時までの営業時間の短縮、終日の酒類の提供自粛等が要請されているところでございます。その要請に応じて、飲食店に対しまして1店舗当たりの1日3万円から20万円の協力金が支払われることとなっているわけでございます。本町では、66店舗が協力され、全体の給付額が4,577万7,000円を見込んでいます。

その後、2月14日から3月6日までの21日間の期間延長が行われました。飲食店等についても引き続き、夜8時までの営業時間の短縮要請が行われました。同じように町内の66店舗が協力されて、この期間の給付額として5,671万8,000円を見込んでいます。

なお、認証店については、2月21日から夜8時までの飲酒提供が可能となりまして、夜9時までの営業時間を短縮することができる選択制が導入されているところでございます。これを選択した場合、営業時間短縮要請の協力金は、1店舗当たり1日3万円の協力金が2万5,000円からとなるわけでございますが、3月2日現在で11店舗が選択制に変更されているところでございます。飲食店の皆様におかれましては、時間短縮要請に御協力をいただき、改めて深く感謝を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、これまで国のまん延防止等の重点措置の適用によりまして、県内の感染者の数というのが一定の減少傾向にあるわけでございますけど、県内の病床の使用率、新規感染者数は重点措置の適用前の水準まで低下しているわけでございます。また、高齢者のワクチン接種率も着実に進捗していると考えております。

しかしながら、感染が収束したわけではありません。住民の皆様方にはこれまでどおり飲酒の際はコロナ対策認証店を利用しながら、大人数それから長時間の利用を避けるなど、感染対策を徹底してをお願いをしたいと考えております。また、引き続き日常生活のマスクの着用、手指の消毒、密を回避することなど感染防止に御協力をいただきたいとお願い申し上げます。

町といたしましても、今後の状況に必要な経済対策、弱者対策を適時に、適切な時期に、迅速に対応していきたいと考えておるわけでございます。この場合、議員の皆様方の御理解、御協力もあわせてお願いしたいと考えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長のほうからコロナで1件。

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

教育委員会関係の新型コロナウイルス感染症の対応について御報告いたします。

一旦は落ち着きを見せていた新型コロナウイルス感染症でしたが、変異株の出現によりまして感染者が増加し、社会教育関係や学校について緊急の対応が必要になり、新型コロナウイルス感染症まん延を防ぐためとは言いながら、町民の皆様には御心配、御不自由をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

1月半ば頃から近隣や学校関係者にも感染者が発生し、感染リスクの高い教育活動の中止、延長、部活動の制限、社会教育関係の活動自粛要請等を行ってきたところでございます。

特に、1月26日からまん延防止等重点措置が講じられたことを受け、学校における部活動の中止、社会教育施設の予約中止及び活動自粛の要請を行いました。3月6日までまん延防止等重点措置が6日で解除になりましたが、社会教育施設の予約受付の再開及び図書館の滞在時間を1時間程度に緩和する等の対応を行ったところでございます。

学校においては、いわゆる第6波による3月7日時点で延べ37人の児童生徒が感染し、7回目の学級閉鎖を行っているところでございます。

状況としては、1月末から急増が始まり、2月初旬にピークを迎え、その後、ここ3週間は落ち着いた状況が続いてまいっております。しかし、先週末から小学校の1学級で複数の感染者が確認されたことから、3月7日から9日を学級閉鎖としたところでございます。

現在、10代や10代未満の感染者が多く報告されており、本町においても予断を許さない状況にあると思っております。

このような状況から、まん延防止等重点措置が解除された3月6日以降も児童生徒においては、学校における感染症の高い教育活動の中止及び部活動の中止及びスポーツ少年団への活動自粛要請を行っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、行政報告を終わります。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

6番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。私のほうから閉会中の所管事務調査としまして、上程予定されております条例等々の調査を行いましたので、令和4年2月4日、令和4年2月17日、2日間行いました。日にちごと、案件ごと、報告をさせていただきます。

まず、2月4日、所管事務調査条例等について13件、移動支援についての2項目、その他報告5件を受けております。案件ごとに御報告いたします。

まず、条例等について。1件目、課の設置に関する条例等の一部改正について、総務課案件でございます。議案第12号を予定されております。

内容につきましては、マンパワー不足、若年職員の早期退職、精神的病気による休職職員増加等の指摘をいただいております。来年度に向け、職員の増員、課の機構改革を考えている。条例3本、規則関係規程の改正が必要になるということで説明を受けております。

委員より職員の育成、相談体制はいかに、何年協議されてきたのか。業務量、事務分掌をはっきりして提案があるか。また、正規職員、再任用、会計年度任用職員の関係、定員管理はいかに、理事職はいかに等々の確認をされております。

継続調査案件といたしまして、この日は終了しております。

2件目、佐々町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、総務課案件でございます。議案第14号を予定されております。これまで、4回の委員会調査を経て各課ヒアリング、労働組合との協議を行い見直しを行うという説明でございました。

内容について確認をし、令和4年3月提案予定、各委員において内容の十分な検討をお願い終了しております。

3件目、佐々町消防団設置条例の全部改正について、総務課案件、今回の第15号議案案件でございます。前回の委員会、11月委員会で説明したとおり、消防組織法第18条に規定してあるものと相違しているため、今回、全部改正する予定でございます。

内容について確認をし、次の定例会で提案予定がされておりますので、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

4件目、佐々町生業資金貸付条例の廃止について、住民福祉課案件でございます。今回の議案第6号案件。昭和26年制定の戦争で家計の主宰をなくされた御家庭に、生計維持や自立を促すための貸付制度、現在、国において支援制度が創設されておるのに運用がないということで、本条例を廃止したいということでございました。

内容について確認をし、次の定例会で提案が予定されておりますので、各委員へ十分な検討をお願い終了しております。

続きまして、5件目、佐々町特定個人情報保護条例の一部改正について、住民福祉課案件でございます。今回の議案第20号案件でございます。

内容としましては、令和3年5月19日公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定、いわゆるこの改正の引用条文について、ここが改正されたことによる引用条文について改正を行うということでございます。施行日は、令和4年4月1日。

内容について確認をし、次の定例会で提案が予定されておりますので、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

続きまして、佐々町敬老年金支給条例の廃止についてと佐々町敬老祝金支給条例の一部改正についてでございます。今回の議案第23号、24号案件でございます。

内容としましては、廃止及び改正の理由として、平均寿命が80歳を超える高齢化社会を迎え、今後も高齢人口の増加が見込まれると。現在、75歳以上の方へ一律敬老年金を支給されておりますけれども、この分を廃止して、100歳の方へ支給されております敬老祝金を節目支給ということで見直しを行いたいというものでございます。

委員から、財源は全て一般財源なのかと。一般財源であると。減額される財源の使途はいかに。全体として400万円ほどの減額になるということでございまして、減額の財源については老人福祉費内の別事業に充てたいというような説明でございました。

内容について確認をし、次の定例会で提案が予定されておりますので、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

8件目、附属機関の設置に関する条例の一部改正についてでございます。住民福祉課案件でございます。議案第19号。

内容としましては、佐々町地域共生推進協議会を新たに設置したいというものでございます。高齢、障がいの有無を問わず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができる地域共生社会の実現を目指したものであるということでございます。

施行日は、令和4年4月1日を予定されており、委員から協議会の役割等々の確認がなされましたけれども、休憩中も詳細議論を行いましたけれども、これは執行において再度精査し、継続調査案件としていただきたいということで、継続調査案件とし終了をしております。この日はですね。

9件目、佐々町健康センター設置条例の廃止について、保険環境課案件でございます。今回の議案第7号案件。

内容としましては、平成9年3月佐々町総合福祉センター設置条例が制定されたと。この際に廃止すべきであったが条例廃止できていないと。今回、上程廃止したいと。内容について確認しております。各委員へ十分な検討願い終了しております。

10件目、佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。水道課案件。今回の議案第29号案件でございます。

内容としましては、詳細は割愛させていただきますけれども、和解等々の損害賠償の額の1件当たりの1件100万円以下という町長の専決処分の条項に合わせ、金額についてそのことを踏まえて現状の金額の記載がない条項となっている部分を、100万円を超えるものは議会の議決を要することと改正を行いたいという内容でございました。

内容について確認をし、各委員へ十分な検討をお願い終了しております。

11件目、私債権管理条例について、建設課案件でございます。今回の議案第25号、条例の精査と私債権管理各課との調整が終了したということで、今回、3月議会で提案を予定しているということでございました。あわせて今回の条例を検討する際、スムーズに債権整備を行うには、議会の議決を得るために専決処分という形で整理したほうがスムーズに進むというような趣旨の説明を受け、地方自治法第180条第1項の規定の本町条例「町長の専決処分の指定に関する条例」を議会のほうと協議し、対応していただけないかというような内容の説明を受けてお

ります。

委員から台帳整備の詳細、督促事務手数料記載、債務者に関する情報利用、分割納付の規則等々の確認がっております。

内容について確認をし、次の定例会で提案が予定されております。各委員へ十分な検討を願い終了しております。

12件目です。水田農業確立推進事業基金条例の廃止について、産業経済課案件、今回の第9号案件でございます。

内容につきましては、平成2年度の基金事業、転作確認、減反確認の事業を手書きから電算管理に移行するため、国から補助があつて基金事業として取り組んでおつたと。平成2年度で終了し、残額もゼロということで廃止したいということでございました。

内容について確認をし、各委員に十分な検討を願い終了しております。

13件目、佐々町技能訓練センター条例の廃止について、産業経済課案件でございます。第8号議案でございます。

平成17年をもって終了した技能訓練センターの使用がないため、廃止をしたいという内容でございました。各委員へ十分な検討を願い終了しております。

続きまして、2項目目、移動支援についてでございます。

佐々町高齢者外出支援タクシー助成事業の住民福祉課案件を調査いたしております。

内容においては、既存事業の見直しを検討しておると。11月所管委員会において、75歳以上の方、全てを対象にすべきではという各委員からの御意見をいただき、見直しをしたいということで、施行日は令和4年4月1日で、対前年比1,300万円増の事業の見直しを行いたいということでございました。詳細については、予算の折に説明があると思しますので、ここでの詳細は割愛させていただきます。

委員からは、全て一財なのか、町内会長、民生委員さん等の意見は聞いた改善となつておるか等々の確認をされております。

委員会としましては、内容について確認をし、令和4年度当初予算での提案が予定されておると。各委員へ十分な検討を願い終了しております。

その他報告としまして、5件の報告を受けております。

1件目、押印の見直しについて、総務課案件でございます。住民負担軽減、利便性向上、オンライン化促進、デジタル化、行政サービス向上が目的で、手続き見直しが概ね900件あるということで、例規改正を令和4年4月1日予定しておると。また国の動向を注視しながら運用ルールの検討を継続的に行っていくという報告でございます。

2件目、西肥バス路線、黒石線の廃止について、企画財政課から報告を受けております。佐世保市の地域公共交通活性化協議会で、効率化を図るための運行路線全体の見直しの協議が行われ、全体で16路線の廃止が行われるところ、本町関係は町内関係路線として1路線、バス停が佐々、志方入口の佐々川沿いを通過する路線が廃止予定されております。

令和3年12月6日、西肥自動車から来町され、路線廃止の申し出があつておるということでございます。理由としましては、新型コロナ影響、バス利用者減少、運行収入大幅減、慢性的な運転手不足であるということでございます。

このことにつきましては、西肥バスホームページのダイヤ改正告知、本町においては「広報さざ」3月号で住民の方への周知掲載を行いたいという報告を受けております。

報告3件目、学童保育について、住民福祉課案件でございます。佐々町放課後児童健全育成事業実施要項(案)の説明を受けております。また、口石第2学童保育館が1月10日工事着工、3月18日完成予定という報告と、未決定であつた佐々学童において事業者が決定したと、未来パートナーズさんということの報告を受けております。

報告4件目、佐々町新型コロナウイルス感染検査費用助成事業について、保険環境課案件で

ございます。

令和3年4月1日から実施している事業であります。令和4年1月末までの期限でありましたけれども、3月までの期間延長を行う要綱の一部改正を行うという報告でございます。

その他報告としまして、新型コロナウイルスまん延防止に係る営業時間短縮要請について産業経済課から報告を受けております。1月28日から2班で町内66店舗を回り、ほぼ、休業されている店舗が多かったと。酒類提供終日中止が原因と推察しているとの報告を受けております。

以上、2月4日の委員会報告でございます。

続きまして、2月17日所管事務調査、条例等について14件、決算書について、その他報告3件を受けております。案件ごとに報告をいたします。

条例等について、1件目、課の設置に関する条例等の一部改正について、総務課、第12号議案案件でございます。前委員会調査で意見をいただいた修正を含め説明を受けております。

委員より、人員数の結論として今年度9名を増員し、多世代包括支援センターを軸としたワンストップサービスの充実を主な内容とした認識でよいのかという確認をされております。また、デジタルトランスフォーメーション、SDGsの位置付けはいかにといいところの確認もされております。

委員会においては、内容について確認をし、次の定例会で提案が予定されておると、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

2件目、職員の給与に関する条例等の一部改正について、総務課案件でございます。今回の第13号議案でございます。

内容につきましては、令和3年度人事院勧告、これに基づき令和3年12月期末手当を、令和4年6月減額調整を行うものという説明を受けております。

委員から国を挙げて賃金を上げるという時代であるが、減額勧告に従うべきなのかという御意見や、県勧告の確認、不利益不遡及の原則はいかにといいような確認をしております。

委員会としましては、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

3件目、行政手続における押印の廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定について、今回の議案第16号案件でございます。所管としましては、総務課、税務課、建設課、産業経済課、教育委員会関係でございます。

改正が必要な条例5件、改正が必要な例規及び手続、規則42、訓令・告知70、その他手続き48件、手続総数900件という内容でございます。

委員会としましては、内容について確認をし、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

また、調査の際、委員が別件で指摘箇所をしております。提案時は、再度執行に精査をし上程するよう指導をしております。

4件目、佐々町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、総務課案件、今回の議案第4号案件でございます。

内容につきましては、令和元年度に防災行政無線通信施設の代替えとしてIP無線機を配備していると、施設を使っていない状況なので廃止したいという内容でございます。各委員に十分な検討を願い終了しております。

5件目、佐々町広報無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、企画財政課案件、今回の議案第5号案件でございます。

内容につきましては、本条例内の「広報無線」という名称を、国が定義する「防災行政無線」に改めたいというものでございました。

委員から用語の定義がないので、「子局及び戸別局」は記載すべきではないかという指摘をしております。執行側が精査し対応したいということで、委員会としましては内容について確認、委員から指摘されたポイントを精査し提案を促すとともに、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

6 件目、佐々町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、今回の議案第17号案件でございます。企画財政課案件でございます。

11月18日の所管事務調査の際に、各委員から意見がありました。この件につきまして執行において再検討をし、修正点の説明を受けております。

水道事業会計、下水道事業会計も会計規定の改正を行い、長期継続契約を締結できるような形で進めたいというものでございました。

委員会としましては内容について確認をし、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

7 件目、佐々町財政状況の公表に関する条例の制定について、企画財政課案件でございます。今回の議案第18号内容でございます。

内容につきましては、地方自治法第243条の3、条例の定めるところにより毎年2回以上、歳入歳出予算の執行の状況並びに財産、地方債、一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないとなっております。

本町の「財政白書の作成及び公表に関する条例」を制定し、実際、現状実施しているところでございますけれども、この財政白書という表現で行っている自治体が全国で5団体と少ないということで、今回、新たな条例を制定し、現存条例を附則で廃止したいというものでございました。

内容について確認をし、次の定例会で提案が予定されており、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

8 件目、附属機関の設置に関する条例の一部改正について、住民福祉課案件でございます。今回の第19号案件です。

内容につきましては、2月4日所管事務調査の際、地域共生推進協議会がどのような位置付けでどのようなことを行うのかという御指摘をいただいていたということで、執行側から再度説明を受けております。

委員から協議会の開催頻度、協議会の人員構成、計画策定のための協議会なのか等々の確認がされております。

次の定例会で提案が予定されており、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

9 件目、佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。住民福祉課案件、今回の議案第21号関係でございます。

内容においては、令和3年8月2日、国基準が改正する省令が公布されたということで、第53条の「電磁的記録等」という条項が加えられた。データ運用関係でございます。

委員から、町内の対象施設はいかんということで、執行側からは町内の民間保育園、幼保連携型認定こども園が対象であるという確認をしております。

各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

10件目、佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。今回の議案第22号案件でございます。

内容につきましては、令和3年3月23日、令和3年7月1日から電磁的記録を追加し運用する国基準改正が行われていたと、執行において失念し、実際、行われておらないということで、今回遡及し改正を行いたいというものでございました。

なお、この条例に係る町内施設は1か所もないということでございましたけれども、委員会としましては内容について確認をし、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

11件目、佐々町国民健康保険税条例の一部改正について、保険環境課案件でございます。今回の議案第10号案件。

内容につきましては、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、被保険者のうち未就学児の均等割を減額するための地方税法等の一部改正に伴う改正を行うというものでございました。

委員会において、内容について確認をし、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

12件目、佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正についてでございます。保険環境課案件でございます。今回の議案第11号の関係です。

内容につきましては、令和4年4月1日から町立診療所において、小児発達専門外来を設置するに当たり、所要の改正を行いたいというものでございました。

委員会において内容を確認し、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

13件目、佐々町営住宅条例等の一部改正についてでございます。建設課案件でございます。今回の議案第26号、27号議案でございます。

内容につきましては、令和4年度から町営住宅の共益費の減額改正を予定しておるということで、所要の改正を行いたいというものでございました。委員会において内容を確認し、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

14件目、佐々町観光交流センター（仮称）の設置及び管理に関する条例の制定についてということで、これは今回、議案第28号で予定されておりましたけれども、3月4日で取下げの手続きが行われております。

詳細説明については、ここでは割愛させていただきたいと思っております。

委員会において内容について確認をし、十分な検討を願い終了しております。

2項目目の決算書についてということで、企画財政課案件で調査をしております。

令和3年8月26日及び11月18日の委員会で継続調査も行っており、その際の意見交換をした検討状況の報告を受けました。決算書は左右開きの方向でシステム改修を行い発注済みと、資料により説明を受けております。休憩中、執行側と議論をさせていただいて、委員会としましては内容について確認をしております。

おおむね出来上がった形でございますけれども完成形ではございませんので、当委員会としましては継続調査案件とし、終了をさせていただいております。

その他報告としまして3件の報告を受けております。

1件目、公共施設等総合管理計画の改定について、企画財政課案件でございます。

平成28年3月策定した計画で5年経過し、実効性が高い計画とするよう見直しが必要と。令和3年度までに国が改訂を行うよう指示を受けているということで、現在、実施中の改訂目的等の報告を受けております。

2件目、口石小学校教室増設工事及び学童保育館新設工事の進捗について、教育委員会、住民福祉課案件でございます。

学童保育館が3月18日引き渡し、工程表どおりの進捗であるという報告を受けております。

その他報告としまして、新型コロナウイルス、職員2名の感染報告を、この際を受けております。濃厚接触者チェックリストで実施中というようなことで、庁舎消毒は終了している旨の報告を受けました。

以上、総務厚生委員会の報告を終わらせていただきます。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

1時間を過ぎておりますけれども、委員会報告まで進めさせていただきたいと思っております。続きまして、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。産業建設文教委員会の所管事務調査の概要の報告をさせていただきます。今、総務厚生委員長からのお話がありましたが、重複する点が多々ございますので、よろしくお願ひします。

今回の産業建設文教委員会の所管事務調査は、令和4年1月27日と2回目が2月15日に開催しております。1月27日の分からいかせていただきます。

会議概要は、1項目の上下水道事業についてと5項目の条例等について、所管事務調査を行いました。5項目のその他報告も受けました。

所管事務調査（1）上下水道事業について、水道課より。

①下水道使用料の改定について。下水道使用料の改定に向けた検討状況等の説明を受け、これは昨年11月委員会の資料と今回新たな資料を基に説明を受けました。

令和2年度から令和12年度まで、財政収支計画表を基に超過料金部分に従量制を導入し、令和4年度と令和7年度に20円ずつ引き上げを行っていった場合の検討でした。それにより、あと何年で基準外繰入れがなくなるかを検討されていました。

委員から、コロナ禍で物価が上がっているこの時期に、公共料金を上げるのは住民の理解が得られないのではないか。時期や金額をもっと精査する必要があるのではないかとの意見がありました。

この案件については、当委員会としては継続調査としました。

（2）条例等について。①佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、水道課より報告ありました。

この条例の第6条に議会の議決を要する負担付の寄附の受領等ということで規定があり、今回、第2号の「和解に関すること」、第3号の「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」のそれぞれの条項に、当該に係る金額が「100万円を超えるもの」ということで、金額の記載の一部改正を行いたいとの説明を受けました。

この一部改正により、100万円を超えるのが議会の議決を要することになり、委員から100万円とされる根拠は何かとの意見があり、執行より町長の専決処分の指定に関する条例の表現は異なりますが、「1件100万円以下」という規定に合わせましたとの回答がありました。

この案件については、3月の定例会で提案がある予定です。

（2）条例等について。②私債権管理条例について、建設課よりありました。

私債権は、消滅時効において債務者による時効の援用を要することや、債権放棄に議会の議決を要する理由から、機動的な対応が難しく、効率的な管理手続きの検討が課題となっている。このような課題に対して債権管理の適正化を図るため、私債権管理条例を制定する。また、私債権管理条例に遅延損害金を規定したことに伴い、佐々町営住宅条例及び佐々町特定公共賃貸住宅条例に規定している「延滞金」を「遅延損害金」に文言の改正を行うとの説明を受けました。

この案件については、3月の定例会で提案がある予定となっておりますということでした。

（2）条例等について。③佐々町営住宅条例の一部改正について、建設課。

佐々町の町営住宅は、共益費が他市町と比べ入居者負担が大きく、低所得世帯を中心に負担になっている世帯も少なくないことから、入居者の負担軽減を図るべく他市町と同様に、設備維持管理費については、令和4年度から行政負担とする共益費の改正を予定している説明を受けました。

委員からは、高架水槽清掃料も行政負担としてはどうかの意見があり、執行より再度検討する旨の回答がありました。

この案件についても継続調査となりました。

（2）条例等について。④佐々町観光交流センター（仮称）設置条例について、産業経済課

より。佐々駅舎をリニューアルして設置する佐々町観光交流センター（仮称）を、観光や交流イベントの情報発信・交流拠点として活用するために、施設管理に適した団体に委託し、住民サービスの向上を図るとともに、経費等の削減を図るための指定管理者制度を導入するとの説明がありました。

委員からは、一般公募はしないのかとの意見がありました。この案件について、当委員会として継続調査となりました。

（2）条例等について。⑤佐々町火入れに関する条例の一部改正について、産業経済課。火入れ（野焼き）の許可申請書用紙の「印」を外す改正についてでした。

この案件についても、3月の定例会で提案があるそうです。

（3）その他。営業時間短縮要請（第4期）について、産業経済課。

県下全域にまん延防止等重点措置が拡大、本町の飲食店にも時短要請を1月28日から2月13日（17日間）まで行うことになった。この協力金を支給するにあたり、期間的に余裕がなく、専決処分をするとの報告がありました。

その他報告。1、事業の繰越について、水道課。

水道管等に使用された塗料が不適切なため、出荷停止の事態が発生。それにより3件の水道事業が一旦停止となり、工事が繰越しとなる説明がありました。

その他報告。2、事業の繰越について、教育委員会。

文化会館非常用自家発電機更新事業の工事にて、新型コロナウイルス感染症の影響による部材・部品の納品の遅れにて、繰越しとなる説明がありました。

その他報告。3、社会体育行事について、教育委員会よりありました。

令和4年度以降の佐々町内駅伝大会、わかあゆ少年駅伝大会の存続を終了するとの説明がありました。委員からは、歴史ある駅伝大会が終了することを残念がる意見が多数ありました。

その他報告。4、行事について、産業経済課。

新型コロナウイルス感染症の影響により、3月のジョギングフェスティバルと同日に行われるイベント、ステージイベントは中止とのことでした。

シロウオ漁体験、3月第1週土日、第2週土日予定と、商工会主催にてスタンプラリーを3月1日から3月31日の期間で行うとの報告を受けました。

その他報告。5、非常用発電機、三菱電機リコール問題があったが、本町の非常用発電機は該当しなかったとの説明を受けました。

次に、所管事務調査、2月15日、第2回目に行われました。出席議員は5名でした。

会議内容は、3項目の事案について所管事務調査を行い、執行よりその他9件のその他報告事項を受けました。

所管事務調査。1、幼児・学校・社会教育及び整備について、①学校給食施設整備について、教育委員会より。

学校給食施設敷地選定比較表に基づいて、3か所の候補地を提案。

A、春の山団地跡地、B、千本公園グラウンド奥敷地、C、サン・ビレッジ北部敷地とし、この候補地3か所の中より総合評価に基づき、平坦な更地で広い敷地面積を有し、住宅地からもやや離れており、環境的にも問題はないということでしたが、幅員が広い町道サン・ビレッジ線に面しており、侵入経路にも問題はないが、上下水道は布設する必要があるとのことでした。多数の判断から、サン・ビレッジ北部敷地を選定したいとの説明がありました。

その結果、整備スケジュールを立て、地元説明会で理解を得ることができれば、基本計画と実施計画の予算化後、令和4年度から工事を行いたいとの説明を受けました。

委員からは、総合評価の中、投資的経費の比較もなく、また、サン・ビレッジ北部敷地は将来的に体育施設などの候補地としての一等地を使用するのは、もっと検討する必要があるのではないかとの意見がありました。

この案件については当委員会としては継続調査となりました。

(2) 条例等について。①佐々町営住宅条例等の一部改正について、建設課。

前回の委員会の折、委員会から意見のあった高架水槽清掃料も含め、全ての維持管理費を行政負担として、再度試算した案の説明を受けました。それに伴い、佐々町特定公共賃貸住宅条例も改正の必要があるため、今回の追加での説明を受けました。また、今回の改正にあわせ、その他所要の改正を行いたいという説明もありました。

この案件については、3月の定例会で提案があるそうです。

(2) 条例等について。②佐々町観光交流センター（仮称）の設置及び管理に関する条例の制定について、産業経済課。

この案件につきましては、1月27日の委員会に提案されたもので、継続調査となっており、前回の委員会等で指摘を受けていた指定管理者等の選定についてなどの検討内容の説明を受けました。

この案件については、3月の定例会で提案がある予定です。

(2) 条例等について。③行政手続における押印廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定について。

この条例は総務課、建設課、教育委員会に関係がありますので、総務課のほうで取りまとめて説明がありました。押印手続きを見直すことは、令和2年7月に総務省より通知があり、行政手続きにおいて住民の負担を軽減し、利便性を図り、申請手続きのオンライン化を促進し、行政サービスの向上を図るための見直しとの説明を受けました。

この案件については、次の定例会で提案がある予定です。

(3) 事業の進捗状況調査については、各課からありました。

投資的事業の進捗状況調査については、各課の事業進捗状況の報告を受けました。

その他報告。1、事業の繰越について、建設課。

佐々川ハザードマップ作成支援業務委託は、平成27年度の水防法改正により、洪水に係る浸水想定区域の対象降雨が、「50年に一度」の想定から「1000年に一度」想定される最大規模降雨に拡充され、佐々町も新たなハザードマップを作成することになった。ハザードマップ作成に係る住民説明会を2月上旬に実施することにしてはいたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から4月下旬に延長となり、年度内完成が困難となったため、繰越しとなった報告を受けました。

また、公園施設長寿命化工事の7公園整備工事については、令和4年度当初予算で予定していたが、国の第一次補正予算が昨年12月についたため、今年度、前倒しをして行うことになった。3月に予算計上し、設計に入るためスケジュール的に工期がとれず、繰越しとなったとの報告を受けました。

その他報告。2、主要地方道佐々鹿町江迎線（志方～古川間）の道路拡幅について、建設課より。

事業主体の長崎県とともに拡幅計画に理解が得られるように、再度、地元説明会を開催するとの報告を受けました。

その他報告。3、事業の繰越について、産業経済課。

ため池ハザードマップ作成業務委託について、作成に当たり、地元住民のワークショップを2月に行う予定にしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5月に延期するため繰越しとなると報告を受け、また、ため池劣化状況評価業務委託は、今年度は少雨傾向にあり、調査に必要な落水調査を実施した場合、水稻開始時期までにため池貯水量の確保が難しく、また、水稻期間の調査により水稻に影響を与えるため、落水調査の時期を2月から8月以降に調整することから、年度内の完成が困難となるため、繰越しとすることを報告を受けました。

その他報告。4、大新田排水機場2号排水ポンプ補修について、産業経済課よりです。

2号排水ポンプ原動機の分解により、エンジン内部のピストンが収まっているシリンダライナー全ての外側に部分欠損が生じ、内部の部分取替えを行うため、補修契約変更を行う必要があり、契約変更見込金額が500万円以下であることから、専決処分をする旨の報告を受けました。その他報告。5、行事について、産業経済課。

シロウオ漁体験とおもてなしスタンプラリー開催については、前回、1月27日の折に報告を受けたが、口頭での説明のみだったため、今回、資料の提出を受けました。

その他報告。6、佐々町教育振興基本計画（第三期）について、教育委員会。

この計画は、現行計画の成果と課題の検証の上に、教育を取り巻く情勢や国の教育改革の動向等を踏まえ、取り組むべき施策を明らかにすることにより、本町教育の充実を図るための指針となる説明を受けました。

その他報告。7、口石小学校教室増設工事及び学童保育館新設工事の進捗について、教育委員会、住民福祉課より伺いました。

口石小学校教室増設工事の進捗状況は、今現在、工程ベースが約6割ほどで、契約工期どおり進んでおり、3月1日の工事完了に向けて進んでいるとの報告を受けました。

その他報告。8、事業の繰越について、水道課。

不適切な行為のあった材料等に関する安全性の確認がとれたため、3件の工事現場に使用する鋳鉄管全ての材料をチェックし、安全性を判断し、工事を再開するものとしているとの報告を受けました。

以上、産業建設文教委員会からは終わります。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査報告を委員長からお願いいたします。6番。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊君 登壇）

新庁舎建設に関する調査特別委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。閉会中の特別委員会調査としまして、新庁舎建設に関する調査特別委員会を2回開催いたしました。開催日ごとに報告をいたします。

令和3年12月24日、1回目を行っております。

調査案件としましては、新庁舎建設に関する調査について、事業の進捗状況について確認をしております。出席委員は全員出席です。

内容につきまして、まず、JVについてということで、橋本建築事務所の脱退ということでの報告を確認をしております。8月27日脱退の承認願いを受理し、承認しておると。9月6日橋本氏が来庁され、町に対して迷惑をお掛けしましたと、お詫びがあったということでございます。

結果、共同体の名称の変更をされて、遠藤克彦建築研究所設計共同企業体と改められたという確認をしております。なお、9月末に両建築事務所の清算処理も終了しておるということでございました。

2件目、現在の進捗状況の説明を受けております。11月に開発許可の申請を県へ提出し、許可後に建築確認申請を予定しておると。設計については、現在積算中ということで、1月に内容を整理し説明するという説明を受けております。

また、外構計画・植栽等について、管理面を含め、植栽樹木についての植栽数が多いという

ことでの検討をしておると。

また、令和4年度以降のスケジュールについての確認をしております。令和4年度工事を着工し、令和7年度完成予定と。供用開始は令和6年になるのではないかと予定しておるということでございます。

着工が令和4年7月とすると、5月中には別館を解体しなければいけないということで、教育委員会、農業委員会の移動先を現在調整しておると。駐車場利用ができないことによる文化会館利用制限やイベント等、周辺住民の方へ周知等を進めていると。仮駐車場確保を含むということです。

委員から教育委員会、農業委員会の移動先の確認について確認がありましたけれども、現在調整中ということで回答を得ておりません。

また、各委員、駐車場の規制の確認。7月になると使えないと。代替駐車場はいかにと。

幼稚園跡地の120台、旧診療所跡地90台を想定しておると。イベント等は調整等の方策を検討しておるということございまして、この段階では検討中が多かったというような状況で、委員から5月発注予定のスケジュールで進めているのに、確認が御指摘したとおりの回答を得られないと、横断的協議が進んでいない状況が見受けられるということで、内部協議を成熟させ、1月の特別委員会で説明できるよう求めております。

委員会としましては確認をし、継続調査案件として終了しております。

特別委員会の2回目です。

令和4年2月10日木曜日に行いました。出席委員は全員です。また、この際には参考人として、株式会社遠藤克彦建築研究所より3名の出席を求め、調査をしております。

特別委員会調査案件としましては、新庁舎建設に関する調査について、実施設計の進捗状況についてと、庁舎建設に係る検討項目についての調査を行っております。

まず、新庁舎建設に係る実施設計の進捗状況についてでございますけれども、遠藤克彦建築研究所から新庁舎基本設計・実施設計が大詰めを迎え、もう少しで予定価格算出までたどり着いた状況であるという説明を受けております。また、設計の変更ポイントの説明を受けております。

委員からは、確認が壁材の変更、メンテナンス性能はいかにと。減額によるクオリティー維持はいかに等々の確認があり、遠藤事務所より、クオリティーを落とさず性能を中心に減額を考えておるというような回答、また、予算及び将来的なメンテナンスを考慮し、材質の変更を行っておるというような回答を得ております。

2点目、庁舎建設に係る検討項目ということで、総務課係長より説明を受けております。

まず、庁舎建設に固有のもの、庁舎建設に付随するものとして、別館の解体、教育委員会・農業委員会の移動・駐車場工事期間の対応、供用開始後の運用。事業費の詳細、事業費の範囲。建設工事監理、委託方式をいかにするかと。工事入札、発注方式はいかに。備品、購入・廃棄方針、台帳整理。管理につきましては庁舎管理、植栽管理。文書の整理、管理方法等々の検討項目の説明を受けております。

委員より、継続費でいく方針であるが、全体予算案を見て判断すべきであるので、所管委員会なのか全員協議会なのか、ある程度承諾を得て進めるべきではないかと。また、事業費の明細、サーバー関係とあるけれども、所管委員会で調査すべきというような意見をさせていただいております。

また、概算25億が27億との話があったが、根拠はいかにとということで、委員から指摘をしておりますけれども、この点についての明確な根拠となる答弁をこの際は得ておりません。委員会としまして、確認をし、付随する課題については所管委員会で調査を行い継続調査案件とし、終了しております。

以上でございます。詳細につきましては、お手元の委員会報告を御一読いただきたいと思います。

ます。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、委員長からの報告が終わりました。

日程第5、委員会報告を終わります。

45分まで休憩といたします。

皆様方、傍聴者の方も大勢いらっしゃいますので、4番議員の一般質問終了後、昼食としますので、どうぞ御協力のほどお願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

（11時37分 休憩）

（11時44分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。

一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。私は日本共産党佐々支部を代表し、憲法が暮らしに生き、安心して住み続けられる佐々町を実現していく、そうした立場から質問をしたいと思えます。

私は、まず、最初に、今回ロシアが行ったウクライナ侵略について、許しがたい蛮行であり、深い憤りをもって抗議しますとともに、とりわけプーチン大統領が核兵器の先制使用という、核脅迫ともとれるそうした発言をしたことは、私たち被爆県民にとって核兵器廃絶を求める世界の世論と、被爆者の声を踏みにじるものということで、断じて許すことはできないという思いをいたしております。ロシアは直ちに戦争をやめ、ウクライナから撤退することを要求したいというふうに思えます。

それでは、質問通告書に従って、以下質問をさせていただきます。

まず、1点目は防災問題です。

私は、近年頻発する各種の災害にあたって、町民の暮らしと命を守る防災について、対応していくべく町の役割から、日頃から防災に向けた取り組みを欠かすことがなく進めるという点で、役場の組織にしても防災問題を担当する職員を、現在の総務課の兼務という形でなく専任で配置することを提案してまいりました。この間、役場の機構改革も提案をされております。

昨年7月の議会で町長は、担当班を設置することは検討しているというふうに言われました。専門委員は考えていないということでしたけれども、組織的に対応していくというふうに言われましたけれども、その後の検討はどうなっているのかお答えいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これにつきましては、この前も永田議員さんから御指摘がありました。

やはり永田議員さんがおっしゃるとおり、近年には大規模な災害というのが頻発しておるといことで、やはり防災の対策っていうのは重要性が高まっているということは私もそういうことで認識はしているわけでございます。

令和3年3月に全国の市町村地区を対象にしたアンケートというのをやっているわけですが、これについて防災の専任職員がいない割合というのが20.5%ということになっているといことで、私どものところもそこに入っているといことでございますけど、特に小規模自治体においてはなかなか慢性的な人員不足といことで、やはり選挙とか交通安全とか兼務をしている状況といことで、本町もそのような状況になっているといことでございます。

令和3年11月にも、消防庁が報告をいたしました小規模の市町村における災害時の初動対応力の向上に向けた課題の整理といことで、専任職員がいないことで、日頃から防災の対策の事前準備とか訓練が十分行われておらないといことで、やはり災害発生時の対応の能力が課題になるのではないかといことで言われておるわけでございます。

職員の個人の課題としまして、災害の意識とか知識、経験、習熟などの不十分であること、それから組織の課題としましては、災害の初動マニュアルなどのルールの方策とか情報の共有の仕組みが、不備が上げられるといことで、やはり人員が不足しているといことは、防災対策の脆弱につながっているのではないかと考えているところでございます。

本町においても、防災対策を強化していくためには、言われましたように専任職員とか班体制の整備が必要であると考えているわけでございます。そのためには、やはり人員不足を解消しなければならないし、現在兼任している職員の業務を、ほかの係が担う体制というものも必要になるわけございまして、今回の組織見直しの中でも、総務課の体制についても検討はしております。

しかしながら、新たに防災班の設置を行うためには、現状の業務の分担の整理とか、人員の体制の補充なども考慮しなければならない必要があるといことで、現時点では庁舎建設等も控えておりますので、今回はかなり難しいのではないかと我々は考えているところでございまして、しかしながら一方では災害の対応というのは担当課ではなく、これは全職員が、災害はいつ何時起こるか分からないという意識を持つ必要があるのではないかと考えておりますので、今後も災害の防災訓練等をこの前もやったわけでございますけど、やはり全職員の意識とかそれから知識の向上のためにはやっていかなければならないと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

必要性については町長もお認めといつか、そういう認識であるといことは分かりました。確かに各課で建設課、農林水産課、企画商工課、水道課、住民福祉課、保険環境課などが今度の機構といことで提案されておりますけれども、そういった各課で防災に関わる、そういう意識を持った取り組みといものは求められていくわけですが、やはりそれぞれの問題を、取り組みをサポートしたり、あるいは情報を発信していく司令塔になるようなそういうところ

というのは、もちろん町長がそういった仕事をされるわけですが、やはり日常的に研究されるそういう防災班というのが必要になるのではないかということを、改めて申し上げておきたいと思います。

2点目は、この間、避難所の環境改善の問題について、とりわけ地域交流センターの多目的室が避難所になっておりますけれども、ここにエアコンを設置するということについて何回か提案をさせていただきました。前向きのお話でありました。その後の経過についてお答えいただきたいことと、あわせて避難者のプライバシー保護に向けた簡易テントなども何点か設置をされたらと、その後どういうふうになっているのか。あるいは避難者への飲料水や食事の計画など等もですね、変更点があればお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど避難所の環境改善ということでお話がありました。

現在、13か所の避難所を指定しておりまして、32町内会の集会所が、地域の自主的な避難所ということで位置付けを行っているところでございます。避難所に指定されている公共施設は、長期間にわたって住民が生活することを想定した施設整備は行っていないわけでございますけど、やはり東日本大震災によります災害関連の死とか、原因分析ではやはり避難所等における生活の肉体的、精神的疲労というのが注目されておりまして、災害関連死の最大の原因として上げられているということで我々も思っていますし、助かった命を守るためには避難所の環境改善というのも我々としましては不可欠ではないかと考えているところでございます。

本町の平成30年度から食料とか水、毛布の備蓄を開始しながら長崎県が策定しています備蓄の基本方針を参考に、人口の5%であります700人の3日分を目標に、年次的な備蓄を今行っているところでございます。

令和2年度からは、簡易トイレと乳児用の液体ミルクを追加し、今年度からは生理用品とおむつを新たに追加したところでございます。保管所には限りがあるところから、なるべく保存年数が長いものを購入しながら、年次的に備蓄を進めていかなければならないと考えていますし、避難所に設置する寝具とかベッドの整備につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の対応の地方創生の臨時交付金を利用しながら、町の指定の避難所及び各町内会の集会所にパーテーションとか簡易ベッド、エアマットの整備を行っているところでございます。

これまで毛布の配布のみの床の上で雑魚寝をしていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策はもちろんのこと、プライバシーの配慮と、やはり睡眠の環境改善もできたのではないかと考えています。

また、令和4年度に避難所機能をさらに強化するためには、地域交流センターへの空調設備の導入、それからWi-Fiの環境の整備、モバイルバッテリーの配備などのハード事業と、避難所の運営の訓練など、ソフト事業両面で様々な検討と対策を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく12時になりますけども、そのまま一般質問を続けさせていただきます。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

確認ですけれども、最後に言われた空調設備、Wi-Fi、モバイルバッテリー等について

は令和4年度の新規の事業として取り組まれるということで確認してよろしいでしょうか。

うなずいておられますので、次に行きたいと思います。

次は、かんがい用ため池と水路の管理についてなんですけれども、これについても昨年来の7月議会に引き続いての質問ということになります。

かんがい用のため池は言うまでもなくですね、水田への安定的な水供給のために設置をされてきました。しかし、近年では水田の急速な減少などからため池が防災上の脅威となる状況も、これは急速な減少と直接関係があるわけではないんですけど、防災上の脅威となるという事例が全国的にも出て、そのために、ため池防災ということについては県等も取り組みを進められているというふう聞いております。

佐々町内でも防災上のため池の整備ということは33か所やっておられるわけですけども、まだなかなかそれを一気に進めるというのは難しく、年間に1か所、2か所ということになるわけですけども、一方で、現実に管理ができないため池というのがだんだん増えてきていると。近くで言いますと上里ため池だとか社ノ元ため池などは、実際に使われるかんがいのために水田を作っておられる方というのが、直接供給しているそのため池から水を供給しているのは、ほぼ一世帯か二世帯ということになってきてまして、かつてはそのため池や水路の保全を行ってきた農業者の方々が減ってしまって、その保全が本当に手が回らない、防災上も問題だし、上里ため池などはヘドロがたまって悪臭がするというような状況も生まれているということを書いてまいりました。

その際に、町としてそういった対応についてどうするのかということで、従来はですね、いわゆる補修に必要な材料費の支給というのを行って、それぞれの水田を管理される、そういった農家の方々などを中心にして、その管理をやるということにしていたわけですけども、その枠組みをもうちょっとそれでは維持できなくなっているということで、変える必要があるんじゃないかという提案をいたしました。

町長のほうからは、もう少し協議をさせてほしいということではございましたけれども、その後の協議、検討状況ということについてお伺いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

かんがい用のため池の管理ということで、これは農業に従事されているため池の受益者で維持管理をしていただいているところがございますけど、先ほどお話がありましたように農業従事者の高齢化とか、後継者の不足ということもございまして、日常の維持管理というのは大変難しくなっているわけございます。

築造された相当の年数経過もしていますので、やはり堰堤の軟弱化ということで浸水とか、それから漏水もしているところのため池もある状況でございまして、なかなかこれが難しいところがございます。

これは、やはりため池の決壊した場合には人的な被害発生する恐れがありますので、防災の重点ため池については、これは令和3年度からため池の劣化状況の調査というのを県の補助事業を使いながら活用して、今、実施しているところがございます。

なお、劣化状況の改修評価につきましては、整備の必要があると評価された場合には、やはり県の事業としまして改修工事が実施されるということ聞いております。どちらにしましても、この後継者不足ということで先ほどお話がありましたように、上里のため池とかなんかは、長年のヘドロが堆積しているということでお話がありました。受益者もおられないわけですね。

なかなか難しいところがございますけど、町としましては、大雨等によりまして、ため池が

決壊した場合の人的な被害が発生するおそれがある防災の重点ため池が38か所ぐらいあるんですね、全体的に、先ほど申されましたように。これをなかなかやるにしてもなかなか難しいわけでございますけど、やはりそういうところから順次に、防災の重点ため池ということで、劣化状況等を評価しながら整備をする必要があるんじゃないかと考えておりますので、早急な整備については、県にお願いをしながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

状況を私が特に申し上げたのは、そういう維持管理の手がない、そういったところについてはいわゆる防災の問題だけでなく、そういう環境に関わるような問題もあると。ですから、いわゆる今調査をやられているんですけれども、もちろん防災上の緊急性のあるところから手をつけていくというのは、そのとおりだというふうに思うんですけれども、やはり環境の問題だとか、あるいは、例えば口石の平田のため池などは、要するに周辺に住宅地が新たに開発をされているんですね。そういった状況なども見ていただいて、丁寧な調査と、それからもう少し細かい計画が、防災上の問題は県の事業としてやっていただくということで、県に申請してやるんですけれども、実際に38か所をずっとやっていたんでは何十年もかかるわけですよ、現実には。ただ、緊急に手を打たんといかんところもあるんですということを、是非見ていただいて、そういった丁寧な対応というのを求めておきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

次に、新型コロナ対策について、まとめてお聞きしたいと思います。

最初に、予防とまん延防止についてですけれども、この間、役場職員を含めて第6波の感染者もかつてなく増えてきております。それで事態は大変深刻でして、ピークアウトをしたと言われるけれども、実際には要するに高止まりの状況というのがまだ続いていると、数に一喜一憂というわけではないんですけれども、やはり基本のところをきちんと押さえておく必要があるのではないだろうかということで、従来から検査をきちんとやって、隔離、保護をするということが基本だということ。特に、子どもさんたちなどへの対応等もあります。

そうした感染防止とまん延防止、それから子どもさんたちへの保護の取り組みなどについて、現状について簡潔に少し説明をいただけたらというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

一つは検査体制とか高齢者の抗原キットとかそういうこともあると思いますけど、やはり、先ほどお話がありましたように、子どもさん方がたくさん感染していらっしやると。しかしながら、感染されてもなかなか表に出ないわけですね、これは子どもさんたちは若い人でございますので。そこでなかなか難しいわけございまして、町としても対応には大変苦慮をするわけでございますけど、やはり新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、どちらにしましても、今、町内の医療機関の協力を得ながら集団接種とかをやっておりますので、追加接種の3回目につきましても、昨年11月から、先ほどお話しましたようにやっているわけございまして、やはり順次そういうことで、高齢者、それから医療従事者を中心にやりながら、ずっと拡大していかなければならないと。

それから、もう一つは、先ほど申しましたように5歳から11歳の子どもさん方を対象にしたということで、今お話がさっきありました。やはりこの接種につきましても、2月21日に正式に公的な接種が位置付けられたということをお話を聞いております。

現時点では、12歳以上に接種を受けるように努めなければならないという努力義務とはなっていないわけですが、やはり接種には保護者の同意が必要でありますけど、厚労省から示されている保護者向けのワクチン接種についてのお知らせとともに、5歳から11歳の子どもさん方に説明しても、同封しながら情報提供を行って、さらなるお子様とそれから保護者のワクチンの効果とか安全性、接種後における症状についても理解していただきながら、かかりつけの医師と相談していただいて接種を判断していただくということになりますので、今後もワクチンの供給状況に合わせて、対象となる方に御案内を進めながら、最新の情報を皆さん方にお示ししながら、ワクチン等の接種についても疑問とか不安も対処しなければならないと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

時間があまりないので2点だけ申し上げておきたいと思いますが、高齢者施設で町内でもクラスターが発生をするという状況になりました。特に、高齢者施設だとか保育所だとかというのは、やはりなかなか感染防止というのが非常に難しいわけで、そういった意味では、日常、定期的な検査ができるようにする。そのために、その費用が要するにそれぞれの施設等の費用として必要になるわけです。

だから、そういったこともあつたりということで、なかなか検査が進まないという状況があります。日常的、定期的な検査をやるためには、やはり町として検査キットを入手して配布するとか、そういった取り組みというのが必要なのではないかと。少なくとも高齢者施設について、あるいは保育所等については必要なのではないかと思いますので、それについて是非御検討をいただきたいということと。

それから、2点目は要するに子どもさんが通院、通学ができずに、そのことによって保護者が仕事を休まざるを得ないところから、そういう場合に収入確保支援のことが国の制度としてはあるんですけども、現実にはなかなか使えない、あるいは制度について周知されていないという問題があります。あるいは使用者側の協力が得られないというようなことがあって、町内でも実際には休んで収入も大幅に減ったんだけど、それについて何の補填もないと、別に有給休暇も特休でもらえたわけではないという方が、やっぱりおいでになるわけですね。

本当にそれについては、是非、今のところやっぱり困っている方々に対して、制度の利用を促進していくということが非常に重要なんだろうというふうに思うんです。是非、積極的な相談窓口を開いていただいて、実際に相談窓口はあるわけなんだけど、実際にはなかなか相談にそこにおいでになるということもないような状況ですので、是非そういったところについて実態をつかんでいただいて、サポートをしていただきたいという点、以上2点について申し上げます。

さらに、コロナ禍の下でこの間ずっと話題になっておりますのは、昨年の12月の臨時国会で岸田首相が所信表明演説の中で、いわゆる給料を上げますという話の中で、まずは国が率先して看護、介護、保育、幼児教育などの分野において、給料の引上げを行います。介護、保育、幼児教育の現場で働く方については、来年2月から、今年の2月から3%、年間11万円程度給料を引き上げます。看護の方を対象に、まずは地域で新型コロナ医療対応など一定の条件を満たす医療機関に勤務する方については段階的に3%、年間14万円程度を引き上げていきます。

その上で、民間の引上げを支援するための環境整備を全力で取り組みますというふうにおっしゃいました。

そういう中で、この保育士の賃金というところについてですけれども、どのように具体化されているのかということについて、2月から前倒しという方針が出されましたけれども、実際にことし4月からどうなるのかということも含めて、民間と公立保育所の状況について町内の状況をお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

町立の保育所の保育士の対応につきましては、会計年度職員の制度に移行した令和2年から年2回の賞与を受けるということで処遇改善を行っているということでございますけど、私立の保育園との賃金に格差がある、あるようでしたら改善を行うということになっておりますので、現時点ではそういう調査を進めているところでございます。

それから、町立保育所の正規職員の保育士の対応ということで、今お話があったと思いますが、議員も御承知のとおり保育士の給料等については、国において公定価格を積算するということが決定がなされる仕組みになっていると。

国家公務員の給与等の改定の状況の動向を踏まえながら対応されるということから、町立の保育所における正規職員の職員給与の人事院勧告が反映されたら、給与改定を用いていますので、正規職員にかかる賃金の見直しというのは、人事院勧告で見直していますので反映はさせていけないと考えているところでございまして、現在、保育士の昇給とか昇格については、実態を把握しながら検討をする余地があるんじゃないかと思っておりますので、民間のほうはどうするのかっていうのは、ちょっとまだ私のほうは把握していないので、もし分かれば担当課長のほうで説明します。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

現在、今回の3月の補正で予算は計上させていただいておりますけども、先ほど国のほうが示します3%ということで、補助基準で民間の保育園等についても賃金アップについて予算を計上しております。

実際に、私立保育園のほうでどの程度上げるかというのは3月末までにアップ幅に係る分を支給する、それがひいては4月以降にもつながっていくというふうなことの、そういった制度内容になっておりますので、一応、今のところは決定的な金額はまだ正式には聞いておりませんが、方向性としては上げる方向で3つの私立保育園は検討されているようでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

一応、国のほうも、やっぱり首相の所信表明というのは非常に大きいもの、重要な方針ということで、一応そういう形がとられているんですね。だから、今、福祉課長が言われたように、

民間の保育所については、ことしの2月から上げた実績について、それを報告させて、そして、実際にそれに基づく補助、民間にかかる補助金を出すという仕組みになっているわけです。だから、その分、国が補填をするという仕組みになっているんです。

町がお金を出すということではなくて、実際、町を通じて出すんだけど、国からそういう交付金がかかるという流れになっているんですけれども、重要なことは、ことし2月、3月に実施をしなかったところについては、来年度以降も交付金をやりませんということになるんです。そういう仕組みのようなんです。

ですから、先ほど言われた、これは民間のこと、まず民間のことです。それから、公立保育所の場合は、会計年度任用職員の方々については改定をするということになって、それが来年度実績にも反映されて交付金がかかるだけけれども、いわゆる正職員の方については、これはくるのかと、実際に。人勸を待って、実際実行をしようとすると、来年度の人勸は、公務員は下がるんですね。だから来年下がった実績で、それで先ほど言った、こういう保育士の賃金引上げというのは実際にはそうならないと。大変な事態になるということで、先般の国会でのいろんなやり取りを聞いていると、実際にはそのことについても人勸の勧告はあるけれども、それによらない対応についても、可能であるかのようなお話がありました。

是非ともそれについては、もう少し研究をしていただいて、年度末でお忙しい中なんですけれども、事はやはりそれぞれの保育士さんの処遇改善に関わる重要な問題でありますので、町としても対応について研究いただきたいということを申し上げておきたいと思います。

すみません、時間が足りなくなってきましたので、次の福祉の充実に向けた取り組みについてお伺いしたいと思います。

一つは、前回、前々回に続いて生理の貧困の問題について。前回、町長はですね、生理の貧困の問題について、町としても改善に向けて努力するというふうにお答えになったんですけども、具体的に検討をされていることがあればお答えいただければと思います。さっき避難所に生理用品を配置するというようなことを言われましたけれども、そういったことも含めて、ほかがあればですねお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

生理の貧困につきましては、さきの議会でも御指摘がありまして、教育長より答弁をさせていただいたところでありますが、全国的な動きとしまして、男女共同参画局におきまして、令和3年6月に女性活躍男女共同参画の2021年方針の中で、生理の貧困への支援というのが盛り込まれているということでお話を聞きました。

その取り組みとしまして、その地域の女性活躍推進交付金とか、それから地域の子どもの未来応援交付金とかを活用した生理用品の提供も可能ということで、取り組んでおられるとお聞きしておりまして、内閣府の調査では取り組んでいる都道府県、市町村等は現在581団体にのぼっているということでお聞きしております。

どちらにしましても、その取り組みにつきまして提供方法を見ると、公共施設やそれから小中学校のトイレに生理用品をそろえるということで、負担が自由に受け取られるようにしているとか、それから生活支援の相談窓口とか、社会福祉の協議会の窓口とか、保健センターの相談窓口で提供するという、必要な支援につなげていくという取り組みがあるわけでございますけど、やはり生徒・児童が抱える不安とか悩みを養護教諭等に相談できる機会となるような、保健室の生理用品を提供しているという事例があると紹介をされているわけでございます。

やはりこうした全国的な取り組みの中で、県においても一般的に、一般社団法人のひとり親

家庭の協会によりまして県内の21市町村に7万6,160個の生理用品が配布されたということで、佐々町にも2月28日に1,104個の配布を受けたところでございまして、今回、県より提供を受けました生理用品につきましては、教育委員会経由で各中学校の配布をお願いしているところでありまして、現時点では、町の検討状況としましては、今申し上げたような対応のみということで、具体的な検討というのが、今後進めていかなければならないのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

やり取りの時間がだんだんなくなってまいりましたので、私は学校のトイレ内に、いわゆる生理用品を設置するという問題についてやり取りをしてまいりましたが、この間、私も調べてみたら、東京都が全ての都立学校で、これは宮崎県でもそうらしいですけれども実施をしたと。

東京都の例で、報道の資料等を見させていただきました。港区では予想以上に生理用品がなくて困ったという声が多かったということです。困った理由についての回答は、持参するのを忘れた95%、家庭で購入や準備ができなかった5%ということです。経済的な理由だけではないのです。

それから、これは別の例ですけども、忘れた7割、足りなくなった49%、買うのが恥ずかしかった2%。置いてほしい場所については、トイレが87%、保健室は1%という子どもたちの調査結果なんですよ。

それで都立高校では、これは都立新宿高校とっていました。3か月半で410枚ナプキンが使われた、トイレに設置したナプキンが。その前は保健室に置いていたんだけど、保健室には年間で10個程度だったということで、その校長先生が、生理用品というのは必要な時に必要なだけ使うものでしょう。私だって大便をした時にトイレットペーパーがなければすごく困ってしまいます。それと同じだなと思ったんです。特に周知しなかったにもかかわらず、8月末までの3か月間で410個のナプキンが使用されたそうです。それまでは保健室に取りに来た生徒に渡していましたが、昨年、利用されたのは10個程度、これまで気づいていなかった生徒の気持ちに寄り添えたのではないかと手ごたえを感じています。誰にでも使えるようにすることで、実は困っていたとか、足りなかったなんて言えないという子どもに届いているんじゃないかと思えます。高校生は思春期でデリケートな時期でもあります。生理に関する悩みがある生徒には日常の声掛けなど、他の別のコミュニケーションでつながりを作っていけばいい。生徒たちはコロナ禍でただでさえストレスの多い生活を送っているんで、せめて衛生面での心配はせずに、安心して学校生活を送ってほしいのですということで、高校の校長先生がこういうふうにおっしゃっています。

私はこうした結果から、なかなかそういう子どもたちが言ってこないということだとか、なかなかそういう要望があまりないという話もあるんだけれども、現実には、流れは必要性というのは明らかじゃないだろうかと。実際にきちんと設置をして子どもたちが町内の学校でもそういうふうを受け取れるという状況は作ってあげるのが、今の流れとしては重要なのではないだろうかとということ、改めて申し上げておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

確かに京都のほうでもナプキンを保健室からトイレに配置ということでやっておられるとは承知しているところでございます。ただ、やはりその中でいろんなお考えがあって、確かに増えたけれど、本当に困っている子にいつているのかどうかということについては、少し疑問であるというような御感想もあるようでございます。

私どもといたしましては、前回もお答えいたしましたけれど、生理用品を買えないという貧困が根本的な問題というふうに考えておるところでございまして、3月の校長会でSSWやSCと連携して、貧困家庭に対する援助を強化するようという話をしたところでございます。

また反省点として、保健室で配りますよということの周知については、3月の校長会、来年度からは徹底していきたいなというふうに思っているところでございます。やはり保健室で渡すことで、子どもとの個別的な悩みの相談、個別的な性教育の機会として貴重であるという声が職員のほうから、養護教諭のほうから非常に強いものがございまして。来年度も保健室で配布という体制をとっていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

これまでそういうふうにしてきたわけですよ。スクールカウンセラーの方だとか、あるいは養護の先生だとか非常に頑張ってくられた。そのことを否定しているわけではないんです。

ただ、それでもやっぱり子どもたちの中には、例えば忘れて困ったとか、そういったことも含めて、なかなか言っていけないということがあるのは現実にあるわけなので、だから実際に、その事例的にも数字的にも出ているわけだから、もう少し子どもたちに寄り添った対応というのが必要ではないかということを変更して申し上げておきたいというふうに思います。

特に1,100個頂いたということであれば、すぐにでも、やろうと思えば配置はできるわけですから、あるいは衛生の問題だとかいたずらの問題とか様々な問題あるけれども、そういったことについてはしっかり対応もしながら、やっぱりきちんと配置をしていく流れというのを研究していく必要があるんじゃないかということをお願いしておきたいと思っております。

次に、国保の均等割引下げの問題です。

この問題については、ことしの4月から均等割、国保の子どもたちの均等割を就学前の子どもたちについて、半額国が負担をすると、国が半分を出して残りの4分の1、4分の1を県と自治体、そういう流れですけれども、公的に補助をするというふうになりましたが、現実にはもう本当にそれはごく一部なんだということを申し上げておきたいと。

国保はもともと高いと言われると、そのことについて実際にこの間のやり取りを通じて、民間の被用者保険に比べて国保の保険料というのは、大体、1.5倍から2倍ぐらい高いと。しかもそういった方々が所得的にはどうかというと、国保の世帯というのは大変所得が低いんだと。特に、非正規にある非正規職の方の子育て世帯の多くは国保加入者で、佐々町の場合も国保加入者の3分の1が被用労働者というかサラリーマンという実態があるわけです。

コロナ禍で最も困難が集中している国保世帯の方々に対して、最も高い保険税がかけられているというのは、構造的な実態としてあるわけです。これはやっぱり私は法の下での平等に反するというふうに思います。そういう点で、要因としては国が国保に対する負担率を大幅に引き下げてきた、その分を自治体と被保険者にしわ寄せがきているということになるんですけども。

特に国保の問題では、問題としては世帯割だとか均等割だとか、いわゆる一般の被用者保険、協会健保だとか、サラリーマンが入っている保険の多くは所得割だけなんです。所得に応じ

た課税だけなんです、課税と言うか、保険料率が決まるだけなんです。所得割だけなのに、国保の場合は1世帯当たり幾ら、それから均等割は1人当たり幾らということで、人头割と世帯割というのがあって、課税方式が3方式になる。中には資産割というものが、かつてはあったりしたこともあったわけですけども。特に、均等割は生まれたばかりの赤ちゃんからお年寄りまで、現代版人头割と言われていて、大変評判が悪い。だから、全国知事会も均等割廃止ということは国に対して要望しているわけです。町長もそのことについては市町村会を通じて要望もされてきているんだけど、そういう中で、ようやく均等割の、学校に行くまでの子どもたちの、そのまた半分だけをね。だから、ごく僅かなんだと。半分の半分の半分ぐらいですからね、実際に国が負担するのは。残りを負担をして、せめて半額ではなくて全額無償にできないかと、就学前の子どもたちについては。そのためにかかる費用というのは大体100万円ぐらいだということは、何回も明らかになっているんです。

言うまでもなく、国保は国の制度ですから、その改善は国が率先して進めるべきことは当然ですが、町としてもこうした不平等なような実態をできる限り改善していく努力って求められるんじゃないかと。やっぱり一歩でも前に進めようと。国が半分出したことが一歩前進とさえ、そうではないと言いませんよ。でも、町としても、額としては本当に100万円程度でできるんだから。佐々町でできるということは、やっぱりやるべきではないかということで、しかるべき努力があって、今やる必要があるんじゃないかということについて、国保の均等割の問題について伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

永田議員さんの気持ち、よく私も分かるわけでございます。やはり国保税はちょっと高いというのは私も認識していますし、やはりこういうことで均等割については、町村会を通じて国のほうにもお願いをしているわけでございます。

そして、今言われます未就学児の5割減についてということで、これは今度議案で一部改正を出すわけでございますけど、議員の指摘ありました残りの部分、108万ぐらいの税収減となるわけでございます。これが、これくらいはというお話でございますけど、これがなかなか難しいわけですね。やはり町としまして、これをやった場合のよそとのまた議員も御承知のように、今国保税というのがなかなか厳しい財政状況になっているわけですね。今基金も減ってきているということで、なかなか今、国保税も値上げを考えなければならない時期にもきているわけでございます。これを考えれば、幾らこの108万と言われても、これがなかなか厳しいのではないかと私は思っています、やはりこの国保税の財政というのは、これでも少し圧迫するわけでございますので、町としましてはなかなかこの減収部分というのも、またこれは減収部分、一般財源で投入するといっても、なかなか今のところこれが難しいわけでございますので、やはり町としましては、未就学児の法定外の減免を全額減免というのはなかなか厳しいのではないかと考えておりますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

全く理解できないと思います。それは、やっぱりるる申し上げたように、国保の保険料って

もともと高いんですよ。しかもコロナ禍で所得が減って物価が上がって、本当に今一番厳しい世帯というのは非正規の子育て世帯、若い世帯ですよ。そういった方々に対して、減免が、均等割の半額減免がやられるということ、それはいいことだと。ただ、それだけではやっぱりその半額というのが、やっぱりどうも町として、本当にそれは国がやったからよかったねということだけでいいのかと。町としてもこの保険料をそういった方々に対してやっぱり減免していく仕組みというのをやっぱりつくっていくべきだと。

要するに、同じ町民ですからね。ある方々は被用者保険に加入をしていて所得割だけだと。それも安いと言いませんよ。でも、国保の場合は、それに加えて世帯割と均等割があるんですよ。だから、それは法の下での平等に反すると私は思います。その制度をつくっているのは国だから、いきなり制度をなくせとは言えないんですけども、町としてできることについては、僅かながらの改善がなぜできないのかというのは、やはり私は思います。

それは町民の皆さんの意思を聞いても、例えば一般財源から投入して、108万円投入してできないのかと、やったらいいじゃないですかというのが町民の世論だと私は思いますよ。それは是非ね、納得できないですよ。

やっぱりこれはなぜかという、もともと均等割というのは全部なくしてしまおうと。そして、18歳までなくそうというのが知事会や全国の意見なんですよ。

そして、私はもう均等割そのものを全額なくしたらいいというふうに思うし、実際にそうやっている自治体もあるんですけども。それはそこに開いていく上での、本当に足がかりになるところだと。要するに就学前の子どもたちの均等割をなくしていくということは、本当にその第一歩だと私は思いますんで、それは何としても頑張ってくださいたいということをお願いしたいと思います。

次に、最後の質問ですけども、就学援助の問題と学校給食の無償化の問題についてです。

まとめて、すみません、質問させていただきますが。現在の就学援助の収入基準というのは、私の認識では、大体277万円ぐらいかなというふうに思っております。それで、現在の利用状況については資料を頂きました。平成30年度に就学援助の基準を改定していただきまして、令和1年、2年、3年とそれぞれ増えてきています。だから、7%ぐらい利用者が増えているというふうに思います。そういう数字でございます。

所得割で277万という、ただ、対象者はもっといるのではないかと。要するにこれは課税所得だと思うんですよ。だから、277万ということは400万ぐらいの収入の世帯、四百数十万の世帯も対象になるのではないかと思いますので、その水準に至っていない子育て世帯というのはたくさんあるのではないかなというふうに思いますので、これは、対象者はもっといるのではないかと。なぜ使われないかということをおは思います。周知の徹底と、やっぱり制度としてあるものですから、利用していただく、利用促進のPRというのは、やっぱりもっともっと求められるのではないだろうかと思っております。そして、その金額の表示もしてあるのかなと思って、ホームページでは私見つけきれなかったんですね。今はもう皆さんネットですから、やっぱりホームページでもきちんとアップしていく必要があるんじゃないだろうかというふうに思いますし。そして、子育ての問題について、経済的な問題で悩みについてはその中でも紹介すると。暮らしの相談というか、そういうクエスチョンの中にちゃんと加えていただいて、就学援助の利用促進を図っていただきたい。内容についてもっと充実させていただきたいというのも思うんですけども、まずはそのことを申し上げておきたいと思っております。

それから、学校給食の無償化の問題について、大阪府が昨年からの新型コロナ対策の一環として、所得制限なしで小中学校給食費を無料にしました。今年度も一応継続しているということになっています。

また、千葉市も今年度から所得制限なしで第3子からについて無料にするというふうになりました。

学校給食費の無償化というのは全国に広がってきているんですね。佐々町は学校給食費の無償化の問題というのは、県下では先進ですよ。先進だと思っています、私は。

それで、佐々町ほどしているところ、無償化の支援をしているところがないと思うんですけども、是非、今こそやっぱり広げていくという点で、これを拡大していく考えはないのかということについて、今現状と、それから今後拡大に向けた検討ということについてお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私のほうからは給食の無償化について、就学援助については教育長のほうから答えさせていただきたいと思いますけど。

27年から、先ほど申されましたように、保護者の負担軽減事業ということで、同一の家庭内の町立小中学校の在籍の子どもさんに対しては、1子2割とか2子は4割、3子は8割ということで補助を行っているわけでございます。

これが一般財源から約1,700万円をしております、これを全額無償化した場合が5,600万程度の一般財源が負担になるということで、これはなかなか財源がかなり必要になると考えております、やはり完全な無償化というのは財政的には厳しいということで、しかしながら子育て世代の負担軽減を少しでも緩和させていただければと思っております、来年度の第3子の無償化の予算化を、無償化ということで第3子につきましては、無償化の来年の予算に組みさせていただきますので、どうぞ御協力をお願いします。

それから、就学援助については、教育長のほうに答弁させますのでよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のように、令和元年から基準生活費の1.0倍を1.2倍に変えたということで、また、この間、新入学児童生徒用品を3月末までの支給とか、卒業アルバム代も対象品目の追加とかいう改善をやってまいりました。

確かに、7.2%という増加はあったわけですが、私ども、いま一度、周知の方法については改善の余地があるかなというふうに思っております。

周知については、令和元年から10月の新入生入学を対象とした就学健診時、それから12月に全保護者宛て、そして2月の入学説明会、1月の広報紙等でやってきたわけですが、少し考えてみましたら、次年度に向かったの周知という方向性がちょっと少し強かったのではないかと。年度途中の申請、前年度収入ということでやっておりましたので、そのあたりをちょっと改善しないといけないのかなと。

令和2年からは、家計が急変した家庭についても申請を受け付けるというような改善を行いましたので、年度途中の周知ということ、それから議員御指摘のような、ホームページの活用等を、更なる改善を——（議長「教育長。あと2分しかありませんので。」）検討したいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

是非、やはり周知をもっと徹底していただくと。これはいわゆる、私は準要保護というふうな言い方をされ、用語になっているんですけども。私は、なかなか生活保護と同じというふうな捉えられている方がいらっしゃるんですけども、それは生活保護がどうこうじゃなくて、やっぱりスティグマというのはどうしてもあるんだと思うんですね。

だから、就学援助っていう制度ということは、もう公的にも言われているわけですから、就学援助制度っていうことを、括弧、準要保護というふうに書き直したほうがいいのではないかと思いますし、実際に誰でも受けられる制度なんですって。生活保護だってもちろんそうなんですよ。でも、本当にそのことがないと、なかなか皆さん、そういうふう申請するっていうふうにならないんですよ。

だから、例えば役場の職員でも対象の方いらっしゃるんですよ。所得だけ見ればね。でも申請されないですよ。それはやっぱりその制度としてあって、私たちが生きていく上での社会保障の一つなんだというふうな捉える必要があると思います。

そういった意味では、多くの皆さん使ってくださいというような制度ということをしつかり言っていく必要があるのではないだろうかと思っております。特に、今、コロナ禍で、所得が減っている方がありますので、年度途中からでもすぐ申請してくださいというようなことも含めて、徹底をお願いしたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

1時45分まで暫時休憩といたします。

(12時45分 休憩)

(13時45分 再開)

— 日程第6 一般質問（横田 博茂 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に一問一答方式により、3番、横田博茂議員の発言を許可します。

3番。

3 番（横田 博茂 君）

こんにちは。3番、横田です。健康寿命とその取り組みについてお聞きします。

健康寿命は健康上のトラブルにより、日常生活が制限されずに暮らせる期間と定められています。長崎県の国保健康増進課によると、平均寿命は男性で80.38歳、女性で86.97歳、健康寿命は男性で71.83歳、女性で74.71歳となっています。このデータから、日常生活が制限された状態で過ごす期間が、男性で8.55年、女性で12.26年となっていることが分かります。平均して約10年、非常に長い10年になるかもしれません。

私たちはこの期間をいかに短くしていくかという重要な課題に取り組んでいかなければなりません。効果的な対策としては、運動習慣、食生活、社会的な活動に参加するなどがあげら

れます。

佐々町において、各課様々な取り組みをされていると思いますので、取り組まれている健康寿命の延伸につながる対策をお聞きしたいと思います。事業の内容や対象者、参加人数を教えてください。

まず、保険環境課、次いで住民福祉課にお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

人生100年時代を迎えようとしている現代においては、誰もが健康で、いつまでも元気に活躍できる安心した社会づくりが求められ、その前提として、今ある健康を維持し、病気を予防することで健康寿命を延伸していくことが重要であると考えます。

また、個人、家庭、地域全体の健康づくりには、住民の一人ひとりが自分の健康に関心に向け、御自身に健康状態を把握していただくとともに、正しい生活習慣に取り組んでいただくことが重要であります。その積み重ねが健康寿命の延伸へとつながっていくものと考えております。

その取り組みといたしまして、健康づくり部門には、年に1度の健康審査、食生活と運動に関する健康相談や健康教育を実施しております。

住民健診につきましては、御自身の健康状態の把握をしていただく機会として、またその結果、見直しが必要であると、食生活や運動習慣等について正しい生活習慣と取り組みのきっかけとして、高血圧予防教室、糖尿病予防教室、慢性腎臓病予防教室、骨粗しょう症予防教室、エクササイズ、町内ウォーキングなど、病気の発症や重症化を防ぐための事業を実施しております。

また、若い頃からの健康づくりの支援といたしまして、働き盛り世代健康づくりスタートプログラムや、若年世代のための栄養教室を実施しております。

近年の実績といたしまして、健康教育は、令和2年度は年に13回、延べ133人の参加、健康相談は令和2年度において47回、延べ351人が参加しております。

町といたしましては、コロナ禍におきましても、町民一人ひとりが継続して健康づくりに取り組まれることの大切さを発信するとともに、健康維持、病気の予防から健康寿命の延伸につながるよう支援をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

健康寿命の延伸につながる事業でございますけれども、福祉センターのほうで実施しております元気カフェふらっと、年間約5,700名程度、延べですけれども、参加者がございます。各町内会の集会所で実施しておりますいきいき百歳体操、32町内会の中では26の町内会が実施しております。

また、社会福祉協議会のほうで実施しております地域まるごとサロン、町内の事業所に委託しております個別運動教室などを実施しているところでございます。

また、令和2年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業実施というふうな形で取り組んでおりまして、個別的な支援と集団的な介入を実施することで、高齢期の切れ目のない

健康づくりを推進しているところでございます。

御存じのとおり、平成30年度には厚生労働大臣より健康寿命を延ばそう！アワードで最優秀賞を受賞させていただきました。こうした高齢者における介護予防の取り組みにより、令和3年3月末時点で75歳から84歳までの、先ほどお話があったような形での年齢階層のところで要介護、要支援の認定率は、国が18.7%というふうに言われていますけれども、本町は13.3%、また、85歳以上では国が59%ということで約60%近くの方が要介護、要支援の認定となっておりますけれども、本町では51.5%ということで、約10ポイント近く低くなっているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）
それでは、教育委員会で行われている社会教育講座などはどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

社会教育講座についてお尋ねございますけれども、本町では文化、趣味、スポーツ、健康に関わる学習グループが、議員御指摘の運動習慣、社会的な活動に加えて、生きがいややりがいを求めた活動をなさっており、健康寿命を延ばすことに大きく寄与していると考えております。

中では、町教育委員会が主催する社会教育講座には、一般男女を対象とした30名程度による明生大学、一般女性を対象とした、これも30名程度によるさざんか教室、未就学の子を持つ親と子を対象にしたあひる学級20名程度があり、それぞれ年間10回程度の講座を開催しております。

その中で、令和3年度、中止になった分もございますけれども、講座の内容としては、明生大学の簡単な筋肉づくり運動である貯筋運動、筋肉を貯めると書いて貯筋運動、さざんか教室のみそづくり講座、あひる学級では乳がんセルフチェック等の各種各講座に、健康、運動習慣や食生活に関わる講座を開催しております。

また、年間10回程度実施する25人程度を対象とした公民館講座では、料理教室を開催し、健康により野菜を中心とした簡単でおいしくできる調理実習等を行っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）
佐々町において、様々な教育や相談、運動や食事、また、やりがいを求めた活動などの取り組みが精力的に行われていることが理解できました。各課がそれぞれの立場で事業を進められているようです。

そこで、町長にお聞きしたいと思います。事業目的や対象者が違うのかもしれませんが、同じような事業が各課行われているようです。事業縮小の検討を望んでいるわけではありません。

しかし、職員不足からくる職員の負担も心配です。

事業を進めるにあたって、各課の連携はどのように取られているのでしょうか。また、同じような事業に関しては、一体となって効率よく進めることは検討できないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員が御指摘のとおり、やはり健康寿命の延伸というのは、やはり人生100年時代を迎えるということで、大変重要なことと本町でも考えているところでございます。

先ほどお話がありましたように、確かに事業の目的とか、それから対象者が違うということで、各課が行っている事業の連携というのが十分ではないのではないかとということで御指摘を受けておりますので、同じような事業に関しての一体的な事業の運営については、昨年10月頃からいろいろ考えています組織体制の見直しの中で、検討をさせていただいてございまして。

その結果としまして、まだ方向性を見いだせていない状況でございしますが、やはり引き続き、関係各課とよく協議、調整を行わせていただきたいと思いますと考えておりますし、やはり対象事業全てが一本化というのはなかなか難しいわけでございますけど、やはり効果のある、職員の負担がいかないような、連携できるところは検討をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

ありがとうございます。同じような事業をまとめることにより、利用される住民の方がサービスの選択も迷うことなくでき、職員の負担軽減にもつながるのではないかと思います。各課がスムーズに連携が取れる体制をさらに強化し、よりよいサービスを継続していただければと思います。

次のスポーツ環境と支援についての質問に入ります。

さきの質問で健康寿命のことを伺いました。やはり必要なことは若いうち、いわゆるジュニア期から運動習慣を身につけることだと思います。

そこで重要なのは、具体的な夢を持ってジュニア期からスポーツに取り組むこと、運動することで習慣を生み、成長に伴い継続性を育て身につけること、そして充実したスポーツ環境があることです。

また、ジュニア期から大人までの体育における教育環境の質も重要になってきます。団体の組織体制や行政の関わり方、指導者の質や待遇、練習場所などです。

そこで教えていただきたいのですが、スポーツ振興を通して体力の向上や競技力の向上、またスポーツ事業の支援などをされている佐々町体育協会があります。

現在、体育協会には何部あり、何人の方々が活動されているのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

現在、佐々町体育協会には13部があり、所属されている部員は306名となっております。
以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

3番。

3番（横田 博茂 君）

体育協会に対し、町としての支援をされていますが、どのような内容になるのでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

体育協会に対する支援については、主な支援は教育委員会が体育協会の事務局の機能を担うこと、また、町として補助金を支出し、その活動を支援しているところでございます。

例年200万程度の補助をし、各部には均一割と部員数や活動実績に応じた実績割を行った補助をしているところでございます。各部の活動補助は大体6万円から8万円程度となっているところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

3番。

3番（横田 博茂 君）

そのほかにスポーツ少年団というジュニアを対象とした団体がありますが、そちらの活動における理念とその活動、体協と同じく何部あって何人くらいの方が入団されているのかを教えてください。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

スポーツ少年団の活動理念は、子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、それによって子どもたちを健全に育成することにあるというふうに理解しているところでございます。

議員も御承知のように、スポーツには身体能力の向上や健康効果にとどまらず、精神的な強靱さや他人への思いやり等の心の健全育成にも大きく寄与することや、社会性を高める効果も大きいと思っております。

現在、本町では13部、241人の活動が行われているところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

スポーツ少年団に対しての支援はどのようになりますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

スポーツ少年団に対する支援について、主なものは、体育協会と同様に教育委員会が事務局の機能を担うこと、また、町として補助金を支出すること、また、施設の使用料を免除するなどの活動の支援を行っているところでございます。

育成補助金としては例年総額60万程度の補助をし、各部には部員割を行った補助を行っております。各部には、各部の活動補助金は3万から4万円となっているところでございます。

また、少年スポーツ大会の開催や、優良団体、功労者等の表彰も行っておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

各部に年に1度3万円から4万円ほどの活動補助金を交付されているのですね。

体育協会と比較しますと、スポーツ少年団の理念と活動の重要性に反して、設定された金額が低いのではないかと感じます。

これは、指導者への謝金ということではなく、各部に与えられるものです。

そこに登録する指導者は、子どものためというモチベーションだけで指導していると聞きます。指導者は1団体で10名くらいから50名ほどのプレーヤーを抱え、毎週少なくとも2日、二、三時間ほどの指導をし、シーズンになれば日曜日のたびに大会に参加するようです。具体的な数字にすると、年間にして約400時間から550時間ほど費やされていると聞きました。

さらに、指導者は責任を持ち、競技力の向上に伴い指導者資格を取得して、最善の状態で見守りを指導しているとのこと。

このことは、仕事としての労働ではありません。ですが、仮に指導対価として部への補助金を指導者が頂いたとしても、僅かな金額と言えるでしょう。プレーヤーがいても、指導者が指導する価値を見いだせず、いなくなれば本末転倒です。

私は、若いうちから運動習慣を身につけさせることができる、スポーツ指導者に対する地位の向上が必要だと思います。

これからも継続した活動ができるよう、スポーツ少年団に対する支援体制の見直しを検討することが必要なのではないのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のように、指導はスポーツ少年団の理念を御理解いただいたボランティアの指導者によって支えられているのが現状でございます。心より感謝をしておるところでございます。

指導者に対する地位の向上の具体策は難しいと思いますが、何らかの方策がないか、関係者

の方々の御意見も聞いてみたいと思っところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（横田 博茂 君）

スポーツ少年団活動は、健康的な社会形成の第一歩です。この件に関しましては注力していただきたいと思っます。

次の基金の活用についてですが、佐々町には体育文化振興基金という基金があります。これはどのように使われる基金になるのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

佐々町体育文化振興基金についてお尋ねでございますけれど、現在、本町では2,000万程度の体育文化振興基金がございます。近年は年間に300万程度の補助を行っているというような状況でございます。

補助の対象としては、町民全体を対象とする文化講演会や選手派遣事業がございます。

選手派遣事業につきましては、県大会以上の大会の登録選手及び監督として、中学生以下については交通費、宿泊費等の大会参加に必要な経費から、出場団体からの補助金及び寄附金を除いた額の3分の2の補助を行っているところでございます。

利用された方は、他市町に勝る制度であり非常に助かるという声も頂いておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（横田 博茂 君）

選手派遣事業であれば、権威ある大会に出場することによる交通費などの経費を充当する基金ですね。頑張っ練習してきた結果、地区大会、全国大会に出場は決まりはしたが、金銭的な事情で諦めるということを防ぎ、選手を支援してくれる基金制度だと理解しました。

スポーツの公式戦になると、県大会での上位入賞が決まると同時に、全国大会の案内を受け取り、出場の可否をその場で聞かれることとなります。御自分の子どもが頑張っ出した結果に、経済的に応えられない保護者の方が泣くことがあるわけですね。そして、下の順位の方が繰り上がり出場する。このような光景があることを何度も聞いています。

ですので、努力をして結果を出せば、手を差し伸べてくれるような佐々町の体育文化振興基金の存在は非常にありがたいと思っますし、利用された町民の方から多くの感謝の気持ちを聞くところですね。

大きな大会に参加することは、プレーヤーにとってすばらしい経験になります。そしてその経験から、さらに上位の大会への道が開け、その先の目標が見えてくることなのでしょう。そのことをふるさとがサポートするととてもよい基金ですが、少しの見直しを検討されれば、さらに質のよいものになると思っます。

次のようなお考えはないでしょうか。

大抵、全国大会の規模になれば東京などになります。所属する連盟等での補助はほとんど期待できないと聞いています。交通費や滞在費等の経費は全て自腹です。お金がかかるからといって選手は子どもです。1人で行くことはないでしょう。保護者の必ず1人は同伴することになります。

以上のことから、保護者の1人分くらいであれば、基金からの支給対象と考えるべきではないでしょうか。十分に検討に値するものではないですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘の保護者の同伴は心情的にはよく分かるところでございますけれど、先ほど申しましたように、2,000万の基金で年間300万ずつ使われているという現状の中、限りある基金の運用ですから、現状の制度を長く続けるためには、本人及び監督に対する補助が現状では限界ではないかと考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

お考えは分かりました。しかし、全国規模の大会への出場が、そこに至るまでいかに大変なことは理解していただけていると思います。限りある基金ということは承知しておりますが、引き続き検討していただければと思います。

次の質問に入ります。

体育施設と遊休施設についてです。

体育施設には老朽化が進み、更新などをこれからは考えていかなければならない施設もあると思います。

先ほど質問した答弁にあったとおり、佐々町においてスポーツ活動をされている方は多く、修繕での対応ばかりでは限界があるのではないのでしょうか。

今現存している主な体育施設はいつまで利用できるのでしょうか。今後、検討されている計画を教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

現在の体育施設の全ては建築から20年以上経過しているというのが現状でございます。これらの施設については、佐々町の財産であることから、改修等を行い長寿命化を行っていきたくと現在考えているところでございます。

近年では、建築後43年を経過した町民体育館を平成30年度に床改修、令和2年に天井等の改修を行ってまいったところでございます。

他の施設についても、順次、修繕、改善等を行っていかうというふうに考えておるところでございます。

しかし、具体的な利用、廃止等の予定は立ててはおりませんが、修理、改善及び維持管理には多額の費用がかかること及び佐々町公共施設等総合管理計画では、今後40年間で町全体の保有量の20%を削減することの目標があることも踏まえ、改善にかかる投資的負担と施設の利用状況を考え、施設自体の維持自体の検討も必要になる時期が来ると思っておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）
分かりました。

では、遊休施設についてですが、千本公園の上段に2つのテニスコートがあります。

近年利用していない状況ということで、1つは新しく公園化されますが、千本プール側にもう1つあります。放置したままにしておくのでしょうか。または他に利用されることをお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御承知のとおり、千本公園のテニスコートの1面は幼児を対象とした遊具設置工事がなされ、今、だいぶ外観が見えてきておるところでございます。本年3月末頃には完成する予定であるというふうに聞いておるところでございます。子育て中の方にとって、明るく安全な公園になると期待しておるところでございます。

御指摘の公園の上段になるテニスコートの利用については、現在のところ具体的な検討はいたしていないのが現状でございます。

今後、遊具が整備された公園の活動状況を見極めながら、また検討を進める必要もあろうかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

テニスコートとしての利用は近年なかっただけで、建設されたことを考えれば、当時は多くの利用者がいたと思われます。そう考えれば場所に問題はないと言えます。利用する人が減ったのであれば、想定する年代と対象を変更すればよいのではないのでしょうか。

例えばですが、用途を変更して、ここを運動公園化する。内容は地面を一面アスファルトなどに施工して、スケートボードやローラースケートの練習場所として、またはラジコンなどでもいい。全国的には認知度が低い性質の競技です。そのようなことが堂々とできる運動公園化です。

一部世間で言われているような、スケートボードなどの愛好者イメージが悪いとする意見も、堂々と練習ができる場所がないことが発端だと考えられます。私は、オリンピック種目にもなりましたし、十分にスポーツと認識していますが、全ての方々がそうかと言われると分かりま

せん。なぜなら、堂々と練習ができ、認知してもらえる場所が佐々町にはないからです。

若い世代からできる施設、またはできる場所がこの町にはなぜないかとよく聞かれました。改修費用は比較的低いと見込まれます。ですので、場所を選ぶスポーツや、遊びに対しての施設に変更し、遠慮をすることなく取り組める環境整備ができないかと考えています。今後の検討課題としてはいただけませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありました、横田議員からのお話がありましたけど、今スポーツも多様化しているということで、いろんなスポーツが今オリンピック種目にもなっているし、新しい若い人たちができるスポーツも出てきているわけでございます。

町としましても、そういう遊休地につきまして、遊休施設を利用してできることがあれば、十分そういう方向性でも検討しなければならないと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

スポーツ環境整備は将来的に必ず健康寿命の延伸につながることでと確信しています。

施設は住民サービスの一環と考えると、スポーツ環境を行政側が予算の限りデザインすることは当然のことです。建設されている場所の利便性や駐車場の確保、施設の規模など、スポーツ向上に適した環境を探ることは可能であり、スポーツ環境を提供する佐々町が意図的によりよい環境整備を図っていくことで、より多くの子どもの才能を開花させやすくなるのではないのでしょうか。また、運動から離れていた大人も変化を感じ、運動に取り組むことになるかもしれません。

そして、佐々町での様々な健康に対する取り組みを活用していただき、町民の皆さんが少しでも長くこの町で健康に過ごせていただければと思います。

これで質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、3番、横田博茂議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩とします。

（14時18分 休憩）

（14時29分 再開）

— 日程第6 一般質問（長谷川 忠 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、5番、長谷川忠議員の発言を許可します。

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。

今回は、コロナ禍ということで少し時間も短縮し、なおかつタイムリーに町民の皆さんがお聞きしたいことをちょっとお尋ねしたいということで、質問させていただきます。

では、今回のテーマとして、通学路等の整備について、1問目お尋ねします。

通学路においては、危険箇所がないかと調査をされていると思いますが、どのような項目で調査、確認されているのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

項目もございますが、私どものやり方といたしましては、保護者アンケートを各年で実施いたしまして、保護者のほうから御指摘いただきました危険箇所、見通しが悪いとか、スピードが出るとか、歩道幅が狭いとか、そういった観点で保護者から御指摘いただいたところ、並びに地域の方々からお声を頂いたところということで、危険箇所の確認、年間10か所程度行っているところでございます。

平成27年ぐらいから毎年1回、通学路安全対策を行っておるところでございます。

今年は、特に千葉県で発生した児童が死傷する事故を受けて、保護者アンケート等を基に文科省、国土交通省、警察から示されました見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の侵入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村へ改善要請があった箇所等を抽出いたしまして、10か所を9月15日に現地視察と対策の協議を行ったところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

今回、この通学路に関して、危険箇所、全国的にも安全地帯を、歩道を歩いていても事故があったり、突然の事故で死者を招く、児童が死亡に至るとか、そういう事故が発生しております。

その中で懸念することは、やっぱりどうしても安全対策というか、そういうことを見落とさず、保護者間のほうからも御意見を頂いているんですけど、そういうことを常々調査をして、精査をし、そこで児童が、特に来月4月8日は小学生、口石小学校、佐々小学校も新一年生が入ってまいります。黄色い帽子をかぶって元気よく登校すると思いますけど、その子たちの未来ある将来をやっぱり安全で見守っていくのが僕らの責任だと思っています。

そういうことで、ほかに通学路内で、特に信号機のないところ、事故が発生した箇所、事故の発生が予測される危険箇所は、対策として、数でもいいですけど、情報を教えていただければ、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

本当に議員御指摘のとおり、子どもたちの安全を守ってあげなければいけないという思いは強く持っておるところでございますが、残念ながら、やはり年間に一、二件のヒヤリハット事故が起こっております。

場所的に、ここに集中しておるといところはございませんけれど、おおよそが子どもの飛び出しによる事故でございます。大事に至るといことはございませんでした、幸いのことにはありませんでしたけれど、ひょっとすればという危機感はいつも持っておるところでございます。

ただ、危機が予想される交差点としては、例えば新町の交差点、あそこは複雑に曲がっております。一旦停止、停止補助線を今回引きましたけれど、そういうところや、沖田の踏切の交差点、また赤崎橋付近の交差点等がございますが、幸い、本当にありがたいことに、子どもたちの登校が集中する朝の時間については、地域のボランティアの方々による見守りが行われているところであり、本当に感謝をしているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

今、御指摘のありました、お話にあった小学校の通学路に関して、新町、沖田、赤崎線、そういうふうに、どうしてもそれ口石小学校側の話ですよ。

やっぱり本町も2校の小学校がありますので、佐々小学校のほうはどういう形になっているか、ちょっとお聞かせ願えませんかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

今、お答えしたら、信号機がない交差点ということで洗い出しましたけれど、佐々小学校校区では、いわゆる酒屋付近の道路、これについては通学路の変更を行いました。さざん花団地入口付近までにかけての道路でございます。それから、清峰高校前踏切の辺り等の危険箇所がございます。

十分、見守り活動、それから少し長い期間がかかっても改善等に取り組んでいきたいなというふうに、お願いしていきたいなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

今、口石小学校だけではなく、やっぱり佐々小学校のほうにも危険箇所があると、そういうことでおっしゃいましたが、今、現時点で、やっぱりどうしても口石に比べると佐々小学校のほう、横断歩道とかというか、信号の施設とかちょっと減りますよね。そうやって児童の安全の対策というか、ちょっと手薄じゃないかなと考えなくもないんですよ。

そこですけれど、基本的には児童生徒の登下校時において、保護者の送迎は、小中学校両方

とも送迎は認められていませんよね、御両親の方がちょっと送ったり、迎えに行ったり。その中でもやっぱり予想されない急変した天候などによって、児童生徒たちの安全を図るために、やっぱりどうしても保護者というのは動きますよね。これが親心ですよ。

だから、そういう中で実情と思われていますが、通学路の危険箇所について、前回議会だよりのほうで投稿というか、今、町民の皆様の声という形で募集をしているんですよ。そこで、佐々小学校の登校する児童からの投稿がありました。タイトルは事故防ぎ作戦と銘打っておりましたが、内容は、下校時に保護者が運転中にちょっと口を漏らしたというか、つぶやいたか、そういう感じの場面が想定されるんですが、それを子どもさんが、その危険箇所というのは、小春橋を渡って国道に向かうTの字交差点ですか、204号線、ちょっと傾斜がついたところがございますよね。あそこは歩道のほうだけが信号がついて、204号の左右のほうに信号機がついているだけで、Tの字になっていても車が出る信号機はないわけですよ。だから、あくまでも歩行者が、あそこは押しボタン式でもんね、手押しの、それを押して、児童なんかはそこで信号が変わることによって歩道を渡っているんです、横断歩道を。

そういう中で、どうしてもやっぱり車でというのは基本的に、さっきも言いましたけど、ないんですけど、我々普通通っても、あそこはちょっと左右安全確認しても通りにくい場所なんですよ。

それで、今まで事故はあった形跡はないんですかね、あそこでも。ちょっとお伺いします。そのことで、児童から質問がきています。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）
木材屋の前のところ、小春橋——（長谷川議員「小春橋渡って、あそこの交差点、Tの字交差点があるじゃないですか。」）事故の報告はあっておりません。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
私のほうから今の話でございまして。小春バス停の付近の国道204に出る、それから清峰高校前の出ていく道の交差点ですね、（長谷川議員「そうです。」）そういうことでしょうか。佐々小学校のところですね。

佐々小学校の児童というのがたくさん、清峰高校の生徒さんも多く横断歩道を利用されるといってございまして。やはり感知式の信号機にしたかどうかということも多分、長谷川議員さんはおっしゃっているのではないかと思っておりますが、現在は、手押しで204号線のほうの信号機が設置してあるわけでもございまして、やはり町道の清峰高校前線ですか、北松南前線の出口には信号機がないということで、今お話がありまして、カーブミラーで安全確認を行っているということでございまして、やはり感知式の信号機の設置について、設置者の公安委員会に要望する必要がありますので、総務課よりそれについての要望って、公安委員会に設置の要望を検討させたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

ありがたい、先がちょっと見えたかなと、明るいかないという気がしましたが。

その信号機が一番問題なんですけど、それだけではなく、その小春の結局児童が帰るとき、204号の歩道を渡るときの、あそこに右側にちょっとアパートがあって、こっちに自動車屋さんがあって、斜め前に木材屋さん、そこに横断歩道は1つしかないんですよ。だから、あそこで押しボタンを押して結局渡るんですけど。その下校時に渡るときに、あそこにちょっとアパートがあって遮蔽塀があるんですよ。だから狭いんですよ、あそこが。だから、子どもさんが、どうしても児童が帰るときに、特に密集してしまうんですよ、あそこ狭くて。

だから、その件に対しても何かお話がなかったかなと、動きはないのかなと、あれを改善する動きはないんですかね。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

御指摘の歩道の整備計画というのがあったわけなんですけど、土地のやはり所有者の方からの理解がなかなか得られなかったということをお聞きしておりますので、やはり未整備と今なっているということでございます。

しかしながら、佐々小学校の、申しましたように、児童さん、それから生徒さんと、それから清峰高校の生徒さんが多く利用される通学路ということ、ということで利用されておりますので、やはり近隣の住民の方からは歩道整備の要望が上がっているということでございます。

現在、所有者の方を含めて、改めて歩道整備に理解が得られるように今交渉をしているというところでございまして、出来次第早くお願いをしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

また一つ、そのことに付随するんですけど。同じく佐々小学校を門より出て、今度はMRの踏切のほうですかね。あそこの踏切があるところが、やっぱり通過後急な坂道なんですよ。車が上っていくのも大変だけど、それだけ車は多少譲れますけど。あそこの上りあがって、急な上りあがったところの右手、歩道がないんですよ。あそこ、何か板金屋さんかなんかあるところのところは歩道がないんですよ。

結構あそこ、神田線の裏道は車がとばしてくるんですよ。ちょうどカーブで見えにくい場所であるので、やっぱり歩道整備なんかは考えていらっしやらないんですかね。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今、議員指摘の箇所は、清峰高校のところの踏切を渡って、神田線に上りあがって右側の板金さんのところまでの間の未整備区間を言われているかと思うんですけども、その場所につきましても、以前、歩道整備の計画はあったんですけども、土地の所有者から理解が得られず、御指摘のとおり、現在歩道が未整備となっております。

しかしながら、佐々小学校の児童及び清峰高校の多くがその歩道を通学路として利用されていますので、近隣住民からも歩道整備の要望があがっております。

現在、土地所有者に改めて、歩道整備について理解が得られるように交渉しているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

了解しました。では、小学校の安全対策というか、その面に関しての質問は終わらせていただきます。

2問目に入ります。町立診療所に設置予定の小児発達専門外来についての質問をします。

今回、本町では平成26年度より独自に療育相談事業を実施されていますね。令和元年度からは、幼児の療育に専門相談に取り組んでいるんですが、医師の従事が困難なため、診断、治療行為が実施できない状況下で、現在は、佐世保市子ども発達センターに予約をしているとお聞きしております。

そのセンターに予約するのはいいんですが、予約をしても受診ができるのが半年待ちと。そういう残念ながら、大変こういう時代なので、児童の発達専門外来というのが少ないのは状況は分かります。

でも、その中で、本町がこのような早期療育につながるものが困難な状態であったことが、今お聞きすると、本町にも本年度4月から町立診療所内で新たな運営となる小児発達専門外来施設の開設をなさるとのことですが、そのときの職員の配置など、進捗状況などが分かればお示してください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この前もお話をいたしましたけど、今本町の診療所ではもの忘れ外来ということで、1週間に1度やっているわけでございますけど、それに加えて小児発達の専門の外来の設置をさせていただきたいということで、御説明をさせていただきました。

議員からもお話がありましたとおり、第6次の佐々町の総合計画に掲げております、住み慣れた地域で早期に療育が受けられる体制づくりを目指すということで、平成26年度から独自に療育の相談事業をやってまいりました。

令和元年度から、小児療育の特化した専門相談にも取り組んでまいりましたが、御存じのとおり、医師の従事がなかなか難しいということで困難でありまして、医療につなげる場合は、先ほどお話がありましたように、佐世保市の子ども発達センターや、それから諫早にあります長崎県のこども医療福祉センターで受診を促しておったわけでございます。

しかしながら、お話がありましたように、どこの病院も受診というのが多くて、半年ほどの待機の状態であるということで、早期療育につなげるということは困難な状況であったということで、このことにつきましては、やはりお子様方の、それから保護者の御負担も非常に大きいということで、保健所とかに毎年お願いをしながら、医師の確保に努めてきたところでございまして、今年度ようやく専門の医師の派遣についてお話をいただくことができまして、令和4年4月1日から小児科の設置に向けて今体制を整えているというところでございます。

開設の科目としましては、小児科を開設し、小児発達専門の外来診察を行うと、診療を行うと、実施したいと考えておりました、対象者は幼児から高校生の年齢層等の方を想定しているわけございまして。毎月1回第3金曜日ということでお願いをして、10時から16時まで、4時までの予約制と今考えているところでございまして。

職員の体制のお話がありました。職員の配置としましては、医師とセラピスト、作業療法士、それから看護師、医療事務の4名体制でいたしたいと考えておりました、医師の派遣につきましては、佐々町と長崎県のこども医療福祉センターとの委託契約を結ぶ予定でしております。

セラピストは現在の健康相談センターにおいて療育の相談を携わっていただいておりますので、その作業療法士さんを想定してやっていきたいと考えております。

それから、看護師は今診療所の専任で看護師がおりますので、それを想定しながら、また医療事務につきましては、診療所の現在の医療事務を想定してやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

もう本当、朗報というか、そういう発達センター専門外来が佐々町に、今、もの忘れ外来ですか、それだけで今までやってきたのが、施設を使って、また子どもさん達も利用できると、幅広く、今はワクチン接種3回目もやっていらっしゃいますけどね。そういうことで、どんどん活用し、そして住民の皆さんに喜んでいただける施設となることを望みます。

その中で、ちょっと気になったんですけど、まだ佐世保市だけで、この県北の部ではそういう外来の小児発達専門の診断するところは別がないわけですかね。佐々が特化して今度派遣していただけるという要因は、やっぱり発達障害者が多いんですか、他町村に比べると。その現実はこちらとお聞かせしていただだけませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

本町の総合計画に掲げておりますとおり、従来から本町におきましては小児発達外来につきまして、小児科についての設置を計画をしておったということから、本町におきましては平成26年度から独自に療育相談事業をやっておったと。県北地域におきましては、そういった佐々町の療育相談事業がかなり熱心にしていたというか、ほかの自治体に比べて熱心にやっていたと。そういった対象児童が多いかということかどうかちょっとあれですけども、そういったところをちょっと認められて、諫早の医療センターのほうからの打診もあったり、先ほどの言われましたように、半年待ちというような予約状況もありますので、佐々町のほうでも医師の派遣についての検討をことしに入って協議をしてきたと、そういった状況でございます。県北地域では佐世保発達医療センターとうちという状況の2か所ということになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

ちょっと実際に、その発達の専門外来を受診なさる対象者の数は、ちょっと聞いたんですけど、それは今は口頭では言えませんか。御利用なされている方は。
今現状として多いというのをお聞きしているもので、よかったら。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

現在行っております療育相談の実績を、ここ2年間ほどの実績を申しますと、令和元年度におきましては、月1回というペースでの療育相談を事業で実施いたしまして、相談者数が42名、延べ43人の相談を受けたということになっております。令和2年度におきましては、月2回ということで実施をいたし、相談者数が72名、延べ89名というふうな実績になっております。

今後の診療におきましては、委員会等では、総務厚生委員会では申しとったんですけど、約15名程度、10名から15名程度といったほうがいいのかもかもしれませんけれども、そういった状況で見込んでおるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

どうも懇切丁寧にありがとうございました。

今回の町立診療所への小児発達専門外来設置はもう本当に喜んでおります。早期にやっぱり療育が受けられる体制づくりを望んでおります。

発達に遅れる皆さんの、お子さんを持つ保護者、家庭の悩みはもう計り知れないものと思います。不安や苦しみを抱え込んでおられると思います。今後、新たな救いとなることは間違いないと思いますので、よろしくお願ひします。

これにて質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、5番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩とします。

（14時59分 休憩）

（15時05分 再開）

— 日程第6 一般質問（川副 剛 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。

2番。

2 番（川副 剛 君）

2番、川副剛です。議長より許可をいただきましたので、質問通告順に従い質問させていただきます。

その前に、先日、成人式に参加させていただきました。希望に満ちた新成人の姿を見て、大変すがすがしい気持ちになりました。昔の自分と重ねて見ておりました。

私も新成人と同じぐらいの歳の頃、県外に出て行ききました。帰ってきて、周りの北松浦郡だった町は佐世保市になっており、その中で佐々町だけが合併されず独自性を貫いておりました。平成の大合併、その当時はもちろん正解が分からず、侃々諤々の議論がなされ、結果、佐々町のみが合併しなかったと。戻ってみれば、佐々町は人口が増え続け、大変住みやすい町になっておりました。先人たちが守ってくれたのであります。

そして、合併問題を乗り越えた佐々町民の郷土愛はより強固なものとなっております。ふるさとを守り続けることは町執行機関、議会の責務であります。その気持ちをもって本日も建設的な議論を是々非々で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

では、質問にまいります。

新型コロナウイルスにおける支援策について。新型コロナウイルスの収束がいまだに見えませんが、佐々町も感染者も増加しており、早急な対策が求められます。

緊急小口資金、総合支援資金がありますが、佐々町では何名の方が利用されているのか。そして、緊急小口資金、総合支援資金を利用し、貸付けが終了した世帯に利用できる支援はないのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

新型コロナウイルスの支援策についてということで、生活困窮者の町の独自支援の施策についてでございますけど。

新型コロナウイルスの影響によりまして町独自の支援策について現時点では講じていないわけでございます。現状としましては、国が設けております様々なセーフティーネットに対応しているところでありまして、まずは、主に休業されました事業主等を対象としました貸付けの上限額が20万円の緊急小口の資金でございますけど、現在75件の方が利用の実績があります。

それからまた、失業された方を対象としました貸付限度額が2人以上で20万円の総合支援資金があるわけでございます。現在、79件の方が利用があっておりまして、そのうち再貸付けを受けられたケースが20件あるということでございます。いずれにしましても、どちらも社会福祉協議会が窓口になって対応を行っているところでございます。

今申し上げました総合支援資金の再貸付けが終了しました世帯、再貸付けが不承認となった世帯に対しまして、収入要件が住民税の均等割等の非課税額を下回るようになった場合には、世帯の人数に応じまして月額6万円から10万円の生活困窮者自立支援金が申請月から3か月の給付がありまして、その支給後においても3か月間の再支給が可能となっているところでございます。

また、現在住民税の非課税世帯に対する臨時の特別給付金としまして、1世帯当たり10万円を2月から順次給付をしておりますが、家計の急変世帯に対しまして支援できるようになっておりまして、先ほどの生活困窮者の自立支援金の要件を満たせば対象になるのではないかと思いますので、御質問のようなケースの対応も可能ということになっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

資金を利用された方への連絡ですね、広報などで周知をお願いしていただきたいと思います。収入減の罹患者への見舞金の支給について。

罹患された、若しくは濃厚接触者になり、自宅待機によりその分収入が少なくなっている方もいます。他自治体では新型コロナウイルス感染症により自宅療養し、生活上の不利益や経済的損失を見舞うことを目的に、1世帯につき1万円ないし2万円見舞金を支給しているようなところもあります。

本町ではそういうのは検討されていないのかお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今御質問の収入減の罹患者に対する見舞金の支給ということで、川副議員から御質問がありましたけど、収入減となった罹患者の見舞金の支給については、現状としては、罹患者のどれぐらいになっているかというのが把握がなかなか難しいものですから、その対応が今できていないということでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

是非とも検討していただきたいと思います。

自宅療養者への食糧支援の拡充についてお尋ねします。

佐々町の一例を申し上げます。世帯主のお父さんが新型コロナに感染。奥さん、小学生のお子さんの2人の4人家族。10日間の自宅待機。食糧支援をいただいたと。レトルトなどもあったそうですが、米2キロだったそうです。家族4人で10日間で米2キロ。かなり少ないと思います。同じように、食料が少なかった事例も聞きました。貯金が全くなく先立つものもなく、ぎりぎり生活しておられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。食糧の拡充は可能なのかお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、自宅の療養者への食糧支援ということで拡充でございますけど、自宅の待機への支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染者の陽性者、それから濃厚接触者等が自宅療養、自宅待機を保健所から求められた期間内で、親族等の支援を受けることが困難な方に対して、必要な食料品とか、それから衛生用品を無料で支援するものでございます。

新型コロナウイルスの感染の陽性者、濃厚接触者の個人情報、保健所のみが厳格に管理されているため、町には翌日発表される陽性者の人数しか伝達されないわけでございます。

そのために、支援の流れとしましては、新型コロナ感染症によりまして自宅療養をする方々

や濃厚接触者に対しまして、保健所から御本人に対しまして、佐々町の生活支援に関する情報を伝えていただくということにしているわけですが、御自宅の待機となる方は買物など外出できませんので、やはり自宅に生活物資がストックがない方とか、あるいは御親戚とか友人等に近隣に支援して下さる方がいないなど、どうしても支援を受けることができない方は、本町宛てに電話による相談があるわけですが。

御本人から電話によりまして、住所、家族構成とか、米などの生活物資のストック状況が細かく聞いた上で、町が備蓄している支援品、米とか缶詰とかスープとかレトルト商品などをリストアップして、御本人宅に配付を行っているわけですが。

やはり、先ほどお話しされましたように、米が足らなかったとか、そこら辺が細かくよくできていないのではないかと考えています。それはやはり、町としましても十分話を聞いてから配達をするように今後ともやっていきたいと考えていますし、現在令和3年度から令和4年の2月2日まで現在で、実績としましては15件、延べ38名の方が食料とかそれから衛生用品の支給を行っているということでございまして、さっき議員が御指摘のようなことがないよう、引き続き電話による聞き取り調査を十分に行っていかなければならないと考えていますし、やはり自宅待機の期間内に支援した物資が不足することになれば、いつでも電話をしていただければ、書面でも結構でございますので、町として対応をして、物資をお渡しするようにしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

分かりました。ありがとうございます。

困っている人に寄り添って手を差し伸べることこそが行政のあるべき姿だと思います。食料、生活用品の支援、拡充をお願いいたします。

次の質問に移ります。

町有地の利活用について。本日現在、何度と先輩議員が質問されましたが、その後の経過状況とどのような方向性を持っておられるのか、7か所お尋ねしたい。

まず4か所、まちなか町有地、近辺にまとまっておりますので、お尋ねいたします。

第一保育所跡、旧里町内会集会所跡地、旧診療所跡地、旧幼稚園跡地についてお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今回御質問をいただいております第一保育所、それから里集会所ですかね、それから旧診療所、幼稚園の跡地ということで、周辺のこれにつきましては、周辺の町有地と合わせて、一体を里のまちなか町有地としまして、また幼稚園の跡地、まちなかの町有地としまして利活用を検討してきた経緯があるわけですが。

いずれの土地も町の中心部ということで位置しておりました。佐々駅とかバス停も近いために利便性が大変よいということで、3施設の跡地については約4,000平米、幼稚園の跡地については2,700平米と面積も広いことですので、今後の利活用については、やはり多くの方が、町民の多くの方が注目されていると考えていますので、この土地については十分検討して、どのように利用するのかというのは今後検討させていただきたいと考えていますし、また、この遊休町有地につきましては、令和元年度から総務課のほうで町有地の利活用の基本計画というのが

つくっておりますので、内部委員会で整理して分類をしておりますので、その整理の結果、2つの町の所有地についても、いずれも民間による利活用を行うための売却処分が望ましい土地ということであること聞いておりますので、今後そのような方向性で利活用させていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

幼稚園跡地、ここは新庁舎の職員の臨時的駐車場とのことですが、二、三年の期間ですので、その間に検討していったらよいかと思います。残りの3か所についても検討していただきたいと思います。

では、春の山団地跡地についてお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

春の山団地の跡地につきましては、御存じのとおり公営住宅が建っていて、その跡地を解体しまして、公営住宅としての住替えの代替地ということで検討したところでございますけど、昨年度、公営住宅の長寿命化計画を更新した際に再検討を行ったところ、やはり住宅の集約、建替えについては、牧崎団地を核として、牧崎団地に計画案を変更したところでございまして。

公営住宅としての利用以外では、一般の公共施設等の建設用地とか、それから民間への払下げなど、多種多様な利用も考えられるわけでございますけど、ほかの町有地の利用も合わせて、外部委員会も含めて、町有地の利活用の検討委員会の中で今後検討させたいと考えておりますので、その利活用についても十分、中で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

ここは給食センターの選択肢の一つとも聞いております。でなければ、この場所はハウスメーカーに売却するのがよいかと思われま。

御存じのとおり、口石小は佐々小よりも子どもの数が多いです。バランスを取るためにもハウスメーカーへの売却を検討していただきたいと思っております。

サン・ビレッジ横町有地についてお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

サン・ビレッジの北側の町有地につきましては、内部委員会で公共的な利用ということが見込まれるということで、利活用の方法が決定するまで継続保有する土地ということで整理をされておりますが、これまでに短期貸付けによる活用を行っております。現在は皆様も御承知のと

おり、西九州自動車道の4車線化に伴いまして、土砂の仮置場として、今NEXCO西日本のほうに有償で貸付けを行っているところをごさいます、産業建設文教委員会でも御説明をしましたが、全体的に1万5,000平米のうちの北側の一部の3,000平米については、給食センター用地の第一候補として内部で今検討しているところをごさいます。

委員会で御説明した折に、建設工事としての費用面とか、防災面とかの比較とか、さらなる詳細な状況について説明が求められているところをごさいます、今後も他の候補地と合わせて検討していくことになりますので、引き続き委員会にも御報告をさせていただきたいと思っていますので。いろんなまだ使い道が出てくるのではないかと考えていますし、これについてはまだ、内部で十分検討をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

ありがとうございます。ここも給食センターの可能性があるとのことですが、では残りの土地はどのように活用されるのか、総合的に検討していただきたいと思ひます。

次の箇所に移ります。SSK跡地について。

平成25年に約20ヘクタールの広大な土地を企業誘致の目的のもと、SSKから購入された。その後どうなっているのか、経過をお尋ねしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

小浦の南部地区の工場団地用地ということで、全体計画のSSKの跡地を、全体計画の中で25.7ヘクタールのうちの現在21.2ヘクタールが用地を取得済みとなっております、残りの4.5ヘクタールがまだ未取得の状態でごさいます。

まずは、企業誘致受け入れるための用地確保を行っていくということが第一でありますので、引き続き地権者の方々にお願ひをしましてまいりたいと考えております。

働ける環境、新しい環境とか、雇用の場の確保とか、創出への取り組みを行っていくかなければならないと考えておりますので、企業誘致を進めていく方向性は変わらないわけでごさいます。

現状では町の重要課題であります庁舎建設とか、クリーンセンターの基幹的な改良工事の4大事業をまずは優先して取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただければと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

4大事業もあるかと思ひますけれども、早く用地買収をして企業誘致を進めるべきであります。良質な土地が約10年間塩漬け状態になっているのであります。企業誘致により雇用も生まれ、人口も増えるわけであります。かつて佐々町も炭鉱が閉山し、人口が激減しました。危惧した先人たちが企業誘致し、口石にある技術世界クラスのシャツメーカーの誘致に成功しまし

た。現在約120名の方が働かれております。

S S Kの土地においても、先見の明を持たれた優秀な職員と、先輩議員が佐々町の将来のため交渉に尽力されたとも耳にしております。そして、今在任中でられる古庄町長の英断により購入されております。

他自治体も企業誘致に必死であります。かつ企業側も良質な土地を探しております。

例を申し上げます。小佐々町の工業団地ウエストテクノ佐世保。完売に10年かかると思われておりましたが、蓋を開けてみれば想定以上の速さの4年半で16ヘクタール全て完売しました。3社で約700人以上の雇用が創出され、1億円以上の税収を生んでおります。

そこで質問ですが、町の財源の関係もあり、20ヘクタール全てを整地するのは難しいと思いますが、1ヘクタールでも2ヘクタールでも整備し、イメージを沸かせ、企業誘致を進めるべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私の、これは個人的な、まだ、内部で共有していないわけですけど、一部を企業誘致するのではなくて、やはり全体的に用地買収をして、それから造成を行って、やはり全体的を工場団地として売却をしたいと。一部の売却というものは、一部を造成して一部を売却するというのは、今のところ考えてないということで御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

私が見たところ、山がもう生い茂って全く予想がつかない状況になっておるので、是非少しでも用地を整備していただきたいと思います。

では、ちょっと角度を変えて質問させていただきます。

企業誘致をしようにも自らの強み、優位性を理解しておかなければ企業にアピールできません。就職の面接でも自分の特技を企業にアピールするわけであります。佐々町の強み、優位性、つまりアドバンテージは何か、町長にお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私のところで、例えば工場団地、あそこの小浦工業団地を造成した場合の強みって申しますか、これはやはり交通の利便性と、それから水の件ですね、ができるのではないかとということで、これが工場団地を誘致する上では強みになるのではないかと考えています。

今、小佐々のほうにも工場団地があるわけですが、ここもやはり朝晩の混みようは物すごい交通が混んで、小佐々に行くのが大変難しいということもあります。

佐々に造れば、佐々は佐世保に抜けるにも、それから西九州自動車道に近いわけですが、交通の利便性は十分あると思います。

ただ、先ほど川副議員さんがおっしゃったように、高台にちょっとあるもんですから、そこ

ら辺の造成費が結構お金がかかるんだということで、そこら辺がやはり企業との話合い、マッチングがうまくいくのかというのがちょっと我々も不安があるわけでございますけど。

どうしてもそれをやはり目指して頑張らなければならないと。やはり雇用を増やして住民を増やす。それから社会的なインフラも整備するということが大変重要なことではないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

ありがとうございます。2点述べていただきましたけども、私はもう1点あると思います。地盤の強さだと思います。

主に3つあると思います。3つ説明させていただきます。

佐々町の強み3つですね。

まず、交通アクセスのよさ。企業にとって物流のよさは合理的な会社経営につながります。空路で申し上げますと長崎空港から1時間半、福岡空港まで2時間で到着するため、流通に適しております。

高速道路におきましては、西九州自動車道での福岡市までは2時間弱、料金は前原まで無料であり料金も比較的安い。佐世保までの高速道路においては、現在4車線工事も進んでおり、さらなる物流の向上、佐世保からの雇用者の通勤時間の短縮につながると期待できます。

2点目、地盤の強さ。皆さん御存じのとおり、日本は地震大国であります。東日本大震災をきっかけに、BCPという考え方が企業に広まりました。

BCP、ビジネス・コンティニューティイー・プランの略であり、事業継続計画、災害などリスクが発生したときに、重要業務が中断しないように準備しておく計画、要約するとリスク分散であります。BCPの考え方には地震に対するリスクヘッジも当然あります。

先ほど述べましたウエストテクノ佐世保の2社もこの考え方が根底にあり、地震に強い地盤を求め、他県より進出してこられたと聞いております。

地震調査研究所の調査によりますと、30年以内に震度6弱以上の地震がくる確率、水戸市81%、徳島市75%、九州ですと大分市55%であります。

長崎県においてはなんと1.3%、そしてお隣、相浦工業団地、令和元年に整備され、企業誘致を行っておりますが0.2%以下であります。松浦市では0.1%。

これになぞられても佐々町は相当強固な地盤といえます。もちろんはっきりとは言い切れませんが、大きい地震はほぼこないという見方が強いと思われれます。

3、水資源。工業団地に必要な条件、水資源であります。佐々町には約20キロ以上にわたる佐々川があります。潤沢な水資源があります。全国でも川はありますが、傾斜がある川はすぐ海に流れてしまう、佐々川は傾斜があまりなく、生活用水として佐々町を支えております。汚染に敏感なカブトガニも生息しており、清流であります。

小浦地区にある世界規模の天然調味料株式会社、日本の飲食業を支えており佐々川の水を利用しております。

水がない工業団地は売れにくい。針尾工業団地、1969年から8年がかりで192億円かけて整備しましたが、水資源がなく、水がない工業団地は売れず、20年放置していました。現在は運よくハウステンボスになりましたけれども。

相浦工業団地、掘っても地下水が出ず、海水しか出ておらず、造成から4年、売れておりません。

佐世保市も水利用が少ない業種に絞って誘致していると言っております。

ちなみに先ほど延べました、完売した小佐々のウエストテクノ佐世保、佐々の水資源を利用しており、そのうちの1社は自前で井戸を掘り良質な水が出ております。

他自治体が必死に企業誘致に必死にもしているにもかかわらず、佐々町は交通アクセス、強固な地盤、豊富な水資源という利点がありながら消極的ではないでしょうか。

S S K跡地20ヘクタール、1ヘクタールは約野球場1個分程度ですので、野球場20個分もあり、ウエストテクノよりも広いです。大部分の条件は整っております。

では、質問します。前回、一般質問しましたが、職員のマンパワー不足は私自身重々承知しており、できることなら企業誘致専門の部署を設置すべきだと思います。でなければ、企業誘致のプロ、例えば県の産業振興財団等を活用されないかお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

企業誘致が本格的になれば、このやはり専任の職員というのを配置しなければならないと。先ほど申されましたように、振興財団との話も行きました。これは企業振興財団。

ただ、なかなか町で誘致する、町でまず造成してから、国の県の補助を受けて造成するにしても、ものすごいお金がかかるものですから、そこで確実にその企業がくるということになれば、うちのほうも造っても塩漬けにならないわけですが。これも先ほど川副議員がおっしゃったように、何十億かけて予算をかけて造って、企業がこなかった場合はどうするのかというのが出てきますので、そこら辺がやはり慎重に考えてやっていかなきゃならない。

まずは、どちらにしましても用地買収を終わらせたいということで、終わってからその後、いろんな方向性も考えてやっていかなきゃならないと思っていますので、それをやっていきたい。

それから、この雇用の場の確保という、工場団地というのを我々も早くやらなければならないと思っています。基本的に考えているところがございますけど。現状は取り組めていないということは大変我々としても申し訳なく思っていますし、それをまた用地買収を早く進めて、やっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

産業振興財団、佐世保市、松浦市、平戸市も活用し、企業誘致に成功しております。是非活用を検討していただきたい。

最後に、町長にお尋ねします。

第7次佐々町総合計画の人口ビジョン、総合人口展望2030年、今から8年後、1万3,900人、現在より微減。そして2060年、今より38年後、1万1,900人ととどめられることを目標とされておりますが、この数値、長崎県が人口流出に歯止めがきかない中、弱腰ではない強気の数値で、私自身悪くない目標数値だと思います。ですが、1点疑義があります。

将来展望の考え方が3つありますが、2つ目のまちなか町有地への集合住宅の誘致などの町独自の取り組みによる社会増、令和7年までに約800人の増とあります。あくまで目標数値だと理解しておりますが、あと3年での800人の増の数値、果たして達成できるのか。

企業誘致をし、定住や雇用を想定した数値なのか、それとも企業誘致を考慮していない数字なのか、積算根拠をお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

川副議員、今の質問に関しては町有地活用の関連したところの質問ということでいいですね。（川副議員「はい。」）はい、分かりました。
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

お尋ねの将来展望人口でございますけれども、まちなかへの人口増というところでございますけれども、これについては企業誘致を含んだその社会増というものではございません。あくまでもこのまちなかの活性化によってまちなかへの人口を増やしていこうというものでございます。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

分かりました。ありがとうございます。

800人増という数値は、なかなか企業誘致とかをしなければ達成できない数値だと思います。人がいなければ、税収がなければ、当然のごとく町は疲弊いたします。企業誘致による雇用促進を検討していただきたい、かつ工業用地だけではなく、住宅用地の方向性も両にらみでお願いしたい。

私もいろいろ調べましたが、これほど良質な土地はなかなかないと思います。安心していただきたいと思います。確実に売れると思います。1年生議員の私が言うのもなんですけれども、太鼓判を押させていただきます。発言にちょっと責任は持てませんが。

自信を持って積極的に佐々町のよさを企業にアピールしていただけるようお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

（15時37分 散会）